

令和4年第3回防府市議会定例会会議録（その2）

○令和4年9月7日（水曜日）

○議事日程

令和4年9月7日（水曜日） 午前10時 開議

- 1 開 議
 - 2 会議録署名議員の指名
 - 3 一般質問
-

○本日の会議に付した事件

目次に記載したとおり

○出席議員（25名）

1 番	河 村 孝 君	2 番	田 中 健 次 君
3 番	山 田 耕 治 君	4 番	吉 村 祐 太 郎 君
5 番	松 村 学 君	6 番	久 保 潤 爾 君
7 番	森 重 豊 君	8 番	石 田 卓 成 君
9 番	牛 見 航 君	10 番	梅 本 洋 平 君
11 番	三 原 昭 治 君	12 番	村 木 正 弘 君
13 番	高 砂 朋 子 君	14 番	和 田 敏 明 君
15 番	宇 多 村 史 朗 君	16 番	藤 村 こ ず え 君
17 番	曾 我 好 則 君	18 番	青 木 明 夫 君
19 番	橋 本 龍 太 郎 君	20 番	河 杉 憲 二 君
21 番	安 村 政 治 君	22 番	田 中 敏 靖 君
23 番	今 津 誠 一 君	24 番	清 水 力 志 君
25 番	上 田 和 夫 君		

○欠席議員

なし

○説明のため出席した者

市 長	池 田 豊 君	副 市 長	森 重 豊 君
教 育 長	江 山 稔 君	代 表 監 査 委 員	末 吉 正 幸 君
上 下 水 道 事 業 管 理 者	河 内 政 昭 君	総 務 部 長	能 野 英 人 君
人 事 課 長	大 倉 孝 規 君	総 合 政 策 部 長	石 丸 泰 三 君
地 域 交 流 部 長	杉 江 純 一 君	生 活 環 境 部 長	金 澤 哲 君
健 康 福 祉 部 長	藤 井 隆 君	産 業 振 興 部 長	白 井 智 浩 君
土 木 都 市 建 設 部 長	石 光 徹 君	入 札 検 査 室 長	河 村 明 夫 君
会 計 管 理 者	寺 畑 俊 孝 君	農 業 委 員 会 事 務 局 長	國 本 勝 也 君
監 査 委 員 事 務 局 長	廣 中 敬 子 君	選 挙 管 理 委 員 会 事 務 局 長	森 田 俊 治 君
消 防 長	米 本 静 雄 君	教 育 部 長	高 橋 光 男 君

○事務局職員出席者

議 会 事 務 局 長 藤 井 一 郎 君 議 会 事 務 局 次 長 石 井 朋 子 君

午前 10 時 開議

○議長（上田 和夫君） 定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

会議録署名議員の指名

○議長（上田 和夫君） 本日の会議録署名議員を御指名申し上げます。20番、河杉議員、21番、安村議員、御兩名にお願い申し上げます。

一般質問

○議長（上田 和夫君） 議事日程につきましては、お手元に配付しておりますとおり、一般質問でございます。通告の順序に従い進行したいと思いますので、よろしく願いいたします。

これより質問に入ります。最初は、3番、山田議員。

〔3番 山田 耕治君 登壇〕

○3番（山田 耕治君） おはようございます。会派「絆」の山田耕治でございます。久しぶりの1番バッターでございます。よろしくお願いいたします。

今回は、空き家の施策について、そして2項目めにマイナンバーカードについて質問をさせていただきます。

それでは、初めに空き家の施策についてお尋ねいたします。

空き家の施策や対応について、少し昔を振り返ります。誰もが安心して暮らせる地域社会、市民の安全・安心な生活を確保するという点と、犯罪を起こさせないための地域環境・地域保全という点から見る防府市の空き家等の適正管理について、2011年3月に一般質問をさせていただきました。当時は前向きな回答をいただけませんでした。

ただ、どうしても納得がいかず、議員発議での条例制定をしたいと考えているので賛同していただけないかと議員各位へ打診した記憶があります。同僚議員や先輩議員の皆さんの後押しもあり、防府市市議会の全ての議員さんが賛同してくれました。そして、7月には議員提案で条例をつくろうと、議会空き家等対策協議会が立ち上がりました。今もよく覚えています。当時、議員が頻繁に情報を集め、協議会を進める中で、執行部から市で条例をつくりたいと、翌年の2012年7月に防府市空家等の適正管理に関する条例を施行したという経緯があります。

その後、2015年5月に空家等対策の推進に関する特別措置法が施行され、7月に市では条例改正、その2か月後に計画案も作成されました。その後は皆さんも御存じのとおりですが、特定空家等、行政代執行になるまでの空き家をどうするのが大きな課題であることは言うまでもありません。

1年を通じて使用されていない状態の空き家等の課題はもちろんです。地方から年に数回帰ってきて管理されている状態の家、倉庫として活用している空き家等もたくさんあります。本当に課題の多い難しい問題だと思いますが、改めて目を背けてはいけない課題だとも認識していますので、質問をさせていただきます。

1つ目に、市の空家等の適正管理に関する条例制定等、取組の中で成果をどう評価しているのか、また、近年、空き家の数も増加しているように思いますが、この分析・考察したものをどう施策に落とし込んでいくのかを教えてください。

2つ目に、今年度の新規事業でもあった空き家と狭隘道路を一本化する道路拡幅に必要な一部費用補助は、着眼点としては大変有効だと思います。もう少し視野を広げて考えると、交差点や公共施設の近くにある空き家を整備することにより、市民の皆さんや子どもたちが通う学校等での交通安全対策へもつながるのではないかと考えています。新しい視点で市内の空き家の把握を進め、対応を考えるべきと思いますが、いかがでしょうか。

3つ目に、今後の取組として、空き家を活用していただくためのPRの拡充や新たな補助も必要と考えますが、いかがでしょうか。

以上、誠意ある御答弁をよろしくお願いいたします。

○議長（上田 和夫君） 3番、山田議員の質問に対する答弁を求めます。市長。

〔市長 池田 豊君 登壇〕

○市長（池田 豊君） 山田議員の空き家の施策についての3点の御質問についてお答えいたします。

市民の安全・安心を第一としたまちづくりを進めるため、空き家問題に取り組むことは重要です。第5次防府市総合計画に空き家対策を重点施策として位置づけ、しっかりと取り組んでおります。

まず、1点目の条例制定等によりまず取組成果の評価や、近年増加している空き家の分析・考察した結果をどのように施策に落とし込むかについてでございます。

本市では、増加している空き家の対策を推進するため、平成24年に防府市空き家等の適正管理に関する条例を制定し、平成29年に条例に基づく防府市空家等対策計画を策定し、周辺に影響を及ぼしている空き家に対し、適正管理を促すとともに、危険な空き家の解体費を補助する制度を設けるなどの対策を行ってまいりました。

そうした結果、4年間で危険な空き家の件数は減り、その成果は上がりましたが、一方で、危険な空き家以外の空き家については1,026件から1,853件と大幅に増加いたしました。このため、令和3年に策定いたしました第2次防府市空家等対策計画におきまして、本市独自の、危険な状態になる前の空き家の解体費を補助する制度の創設や、空き家のリフォーム補助制度など幅広い対策を実施しております。

さらに、今年度からは、議員からも御指摘がありましたけれども、狹隘道路沿いにある空き家解体後の土地利用が進まないことから空き家と狹隘道路の一体的な解消を目指した空き家対策防府モデル事業を創設したところでございます。

今後、これらの成果等もしっかりと検証しながら空き家対策を進めていくこととしております。

次に、2点目の交差点や公共施設の近くにあります空き家の把握や新しい視点での取組についてです。

空き家の把握につきましては、基本的には住民の皆様からの情報提供を基に現地確認により行っており、通学路の点検の際にも把握に努めているところでございます。こうした中で、子どもをはじめ市民の皆様に大きな影響を与えるおそれのある交差点や公共施設近くの危険な空き家が確認されれば、所有者等に早急な対応をお願いしているところでございます。

次に、3点目の今後の取組として、空き家の活用のPRや新たな補助制度についてでございます。

空き家活用のPRにつきましては、宅建協会防府支部などの専門家団体等と利活用に関する協議を進めており、その中で効果的な手法について検討をしております。

また、新たな補助制度についてです。現在の制度はスタートしたばかりです。これらの実績・成果も検証しながら常により効果的な補助制度となるよう検討・見直しをしてまいりたいと考えております。

以上、御答弁申し上げます。よろしくお願いいたします。

○議長（上田 和夫君） 3番、山田議員。

○3番（山田 耕治君） ありがとうございます。

昨年この時期だったと思います。平成27年度で市内の空き家と思われる建物の戸数は1,538戸、令和元年が2,372戸、5年間で1.5倍増えていたと記憶しています。

そして、その傾向でございますが、市内の全ての地域で増加していたように思います。当時から防府市でも空家等対策協議会が立ち上げられてますが、市民の意見を反映するために委員の公募も回り御尽力をされてます。どのような意見があるのか、また最近の状況を教えてください。

○議長（上田 和夫君） 土木都市建設部長。

○土木都市建設部長（石光 徹君） 市民の皆様からは空き家に対してどこに相談すればいいか、どのような業者に見積りを取ればよいかなどの御質問を受けて、市内の入札で、解体で業者を登録してるところなどを紹介して対応しております。

以上です。

○議長（上田 和夫君） 3番、山田議員。

○3番（山田 耕治君） ありがとうございます。ぜひ、そのような取組は続けていただきたいというふうに思います。

地域や市民の意見をしっかりと反映することも大切だと思います。それはそれとして、市としての考えも柔軟に、その防府市を見据えた考え方を取り入れてほしいと思います。

現在、防府市が進めている防府モデルの構築に向けた考え方、そして制度に対しての拡充も必要ではないかと思うんですが、具体的に考えていることを教えていただければというふうに思います。

○議長（上田 和夫君） 土木都市建設部長。

○土木都市建設部長（石光 徹君） 先ほど市長のほうも申しましたように、防府モデル、狹隘道路と空き家を一体的に解消する事業、まさに始まったばかりですので、この事業に対して常に検証を重ねながら制度の拡充に向かって空き家問題に取り組んでいきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（上田 和夫君） 3番、山田議員。

○3番（山田 耕治君） 空き家の問題は大変難しい問題ですので、じっくり精査しながら、そうは言ってもスピーディーに対応していただきたいということは要望させていただきます。

空き家を解体すると同時に狭い道路の解消や安全な道路空間の確保、大変重要なこととと思っています。例えば、前回公民館の活用について一般質問をさせていただいたときに、例でございますが、大道公民館及び隣接している大道小学校は駐車場の少ないと、ここは県道を含めた交通量の多い四差路の付近に学校と公民館があるわけでございます。子どもたちの安全を優先したときに、公民館及び学校と隣接した部分に空き家もあるわけでございますが、駐車場の確保について検討してみてもどうかという御提案をさせていただきました。

当時、今後の公民館の在り方の中で考えていくと教育長からの御回答をいただいたわけですが、執行部側として子どもたちや地域住民の安全を考慮した空き家に対する考え方の中でもぜひ考えていただきたいというふうに思います。

先ほどそういうところでも市長の答弁の中にはお話をしているという話もありましたが、具体的にこういうところは計画の中に落とし込んでいただきたいというふうに思いますが、いかがでしょうか。

○議長（上田 和夫君） 土木都市建設部長。

○土木都市建設部長（石光 徹君） 危険な空き家に対して交差点やその他の公共施設なんかマッチングできるようなものがあれば考えていく必要があるかというふうに考えております。

以上です。

○議長（上田 和夫君） 3番、山田議員。

○3番（山田 耕治君） よろしくお願ひしたいと思います。私は、ぜひ防府モデル構築の中で考えていただきたいと思います。

今回提案した空き家の場所は、近くに公民館と学校があるわけですね。学校では頻繁に時間のサイレンや放送もかかります。公民館ではJアラートの警報や災害警報も流れるわけですね。また、隣には消防器庫もあります。もちろん消防ではサイレンも鳴るわけですが、購入された方はそれを分かって購入されると思いますので何とも言えませんが、私は新しい防府モデル構築の中でそのような場所は行政が優先的に、行政が戦略的に対応すべきだと思います。市長、どうでしょうか。

○議長（上田 和夫君） 市長。

○市長（池田 豊君） 御質問にお答えいたします。

防府モデルについては、今作業を進めているところでごさいます、今申された学校周辺とかそういうところについては、また違った観点から子どもたちの安全・安心と、そうした観点から取り組んでいくべきものだと思っていますので、そうした中でどういう方法があるか、また子どもたちの安全・安心を第一にいろいろ考えていきたいと思っています。

○議長（上田 和夫君） 3番、山田議員。

○3番（山田 耕治君） よろしく願いいたします。

それと、先ほど少し答弁もありましたが、空き家に対しての問題はやはり所有者の方に考えていただくことが大切で、空き家のことを考えるきっかけをつくる、そこに至るまでのプロセスをどうするのかは今から課題になると思います。所有者がどう扱っていいのかわからない、そういう御相談も先ほどあるというふうに言われました。解体業者も市からしっかり教えていただけるという話もありましたが、他市では、所有者が希望すれば無料で解体費の見積りが取れるサービスを始めたとのことでごさいます。尼崎市さんですが。今では、市では実績を把握することで空き家の適正管理につながるとのことでした。今後の検討課題に無料で空き家解体の見積りが取れるみたいなサービスもしっかりPRしていただきたいと思いますが、その辺の考えがあればちょっと教えていただきたいなと思います。

○議長（上田 和夫君） 土木都市建設部長。

○土木都市建設部長（石光 徹君） 全国的に空き家の対策はなかなか進んでないものと考えておりますので、本市といたしましても空き家の早期解体につながるものは様々な自治体等の例も参考にしながら検討してまいりたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（上田 和夫君） 3番、山田議員。

○3番（山田 耕治君） ぜひ、先進地の情報もしっかりアンテナを張っていただきたいというふうに思います。

今、防府市では旧耐震基準以前の老朽空き家の解体を促進しております。解体費用の一部を補助する防府市老朽空き家解体費補助金を創設してるわけですが、募集期間が令和4年6月1日から30日までと1か月なんですけど、募集は1か月の補助件数が20件程度というふうになってますが、今現在の状況を教えていただければと思います。

○議長（上田 和夫君） 土木都市建設部長。

○土木都市建設部長（石光 徹君） 現在の状況ですけども、募集期間が1か月で

20件、全体が既に埋まるような状態になっております。

以上です。

○議長（上田 和夫君） 3番、山田議員。

○3番（山田 耕治君） ありがとうございます。1か月の募集期間の延長をちょっと延ばしたらどうかというふうに提案しようかと思ったんですが、既に埋まるとのことでございます。であれば、やはりここは補助枠自体を広げる等の検討も必要ではないかというふうに思いますので、これは要望ということでよろしく願いいたします。

自治会の中で問題だった空き家、薄暗く、木に覆われ、ごみ屋敷状態、これ実は御相談があった事例を挙げさせていただきますが、もちろんそのような状態でございますから家屋の中の家具そのものもそのままの状態でございます。ここを処分するとすると、家屋の中の家具も当然処分しなければいけません。当然必要になるわけですが、業者に頼んでクリーンセンターへ持っていけば、当然でございますが産業廃棄物ということでお金がかかります。所有者、空き家を購入した方がそのお金を払うことは当然なんでしょう。ですから、現在、補助対象経費の中では家財道具の処分は補助対象工事に要する費用から除かれています。

しかし、空き家をなくすという制度の中でこの辺に対しての補助金も今後は考慮すべきと思った次第です。何が何でもというわけにはいきませんが、自治会で問題になっている空き家やひどい状態になる前の空き家に対する取組も必要ではないかと思ったわけですが、いかがでしょうか。

○議長（上田 和夫君） 土木都市建設部長。

○土木都市建設部長（石光 徹君） 議員御指摘のとおり、家財やごみ等が屋内や敷地に放置されている空き家というのは大変多く見受けられます。基本的には、これらの家財やごみ等は所有者が対応すべきだと思っております。現在所有者個人がクリーンセンターに搬入するのは無料ですので、クリーンセンターのほうに搬入していただきたいというふうに思います。

以上です。

○議長（上田 和夫君） 3番、山田議員。

○3番（山田 耕治君） これは事例でございますので、私も実際に確認に行きました。個人でトラックを借りてその中の物を搬入してクリーンセンターへ持っていく。それは本当に厳しいですよ、部長。これは無理だと思いましたが、私は。そこら辺の本当にちょっとした気遣いが空き家をなくしていくんだらうというふうに思います。他市に先駆けてこういう制度はぜひつくっていただきたいというふうに思います。

また、空き家の利用は様々な角度から進めていく。出雲市さんは多言語化したチラシ、いずれも空き家バンク進めているそうです。ポルトガル語のチラシも紹介されてましたが。ぜひ、いろんな角度で空き家になる前の対応強化や仕組みをつくっていただきたいと思えます。補助金制度、再度、市長、前向きな御答弁、他市に先駆けて、今後すぐやれというわけではございません。考えていただきたいと思えますが、いかがでしょうか。

○議長（上田 和夫君） 市長。

○市長（池田 豊君） 議員のほうから他市に先駆けてということがございましたから、先駆ける先駆けないではなくて、防府市の実態に合ったそういう制度をしっかりとつくっていかねばいけないと考えております。

○議長（上田 和夫君） 3番、山田議員。

○3番（山田 耕治君） そうですね。防府市の実態に合った、まさにそうだろうと思えます。ただ、空き家の補助金の募集件数も増えている、そして年々空き家が、高齢化も進んでいる中で、核家族の中ではもう空き家が増えていくという現状を見据えながら、空き家にならないような施策をぜひ考えていただきたい、今後の取組に期待してこの項目は終わらせていただきます。

次に、マイナンバーカードについて質問をさせていただきます。

住民票を持つ全ての日本国民が持つ12桁の番号、この番号による税金、保険、年金などが管理されるようになるマイナンバー制度は2015年10月中旬から個人への交付を開始し、翌年2016年から本格的に運用がスタートされました。制度の概要については、総務省のホームページをはじめ、いろんなところで行政の効率化や国民の利便性の向上、公平・公正な社会の実現のための社会基盤であるとうたわれています。

今までの流れを見ますと、2016年1月にマイナンバーの配付スタート、2017年2月マイナンバーつきの確定申告スタート、2017年11月マイナポータル運用スタート、2020年にはe-Taxによる電子申告やマイナポータルにログインする際に必要となる電子証明書、インターネットを利用した銀行などの金融取引サービス、行政サービスを利用するためのカードなどと本人確認の身分証明書として使われています。そして、6月30日からは健康保険証としての利用の申込みや公金受取口座を登録した場合のポイント申請付与も始まりました。

政府も様々な施策を用いて普及を促進しているマイナンバーカードですが、我が市も職員さんの努力もあり、8月に入った時点で県内で初めて60%に達したと報道がありました。9月からも特設会場を設け申請を促していますが、申請をされた方の話を聞きますと、今もまだメリット、デメリットがよく分からないとの声も多いのも事実です。マイナン

バーカードを使い、コンビニで各種証明書を取得することも可能となり、今後も利便性の向上に期待したいと思いますが、今ある課題も含め今後の展開をお聞かせいただければと思います。

まず初めに、デジタル化の推進の一環でマイナンバーカードの普及促進事業を進める中で、日曜日や木曜日の延長窓口の開設、最近では商業施設での出張申請受付も行われています。業務とはいえ、担当されている職員さんの御尽力にこの場を借りて敬意を表したいと思います。6月にも防府市は県内1位の交付率と聞いていますが、申請率はどうなのか、年齢別も含めて教えていただければと思います。

2つ目に、国はオンライン資格確認に対して医療機関や薬局等への補助制度を行っています。顔認証つきカードリーダーでいいですと病院は3台まで、大型チェーン薬局や診療所等でも1台は無償提供とのこと。ただ、設備導入に向けた環境整備にはある程度の費用がかかります。そうした中、市内の医療機関等ではどれくらい進んでいるのか。医師会等と連携を取っている防府市として把握している範囲を教えてくださいたいと思います。

3つ目に、市民が考えるデメリットを把握し、しっかりと説明していくことも大切だと思います。市としての考えも含めたPRの仕方は考えないといけないと思いますが、いかがでしょうか。

最後に、ポイント制度が終わってからの取組をどう考えているのか、少し出遅れているようにも感じています。民間企業での出張申請も考慮しなければいけないと思いますが、いかがでしょうか。

以上、執行部のお考えをお聞かせください。

○議長（上田 和夫君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。市長。

〔市長 池田 豊君 登壇〕

○市長（池田 豊君） 山田議員のマイナンバーカードの普及についての4点の御質問についてお答えいたします。

私は、誰一人取り残さないデジタル化を実現するためにはデジタル社会のパスポートであるマイナンバーカードの普及が何よりも重要であると考えております。

このため、毎週日曜日の窓口開設や申請専用窓口の設置をはじめ、公民館や商業施設、期日前投票所、税務署、ワクチン会場での出張申請、さらには企業への出張申請も行うなど、県内他市町に先駆けた積極的な取組を展開し、この8月1日には県内の市町のトップを切って申請率60%を超えたところでございます。今後も県内のトップを走り続け、県全体のマイナンバーカードの普及を牽引していく気概を持って取り組んでまいります。

それでは、1点目のマイナンバーカードの年齢別の申請率についてです。

年齢別の申請率につきましては、直近の7月中の出張申請件数を集計したところ、60歳未満が40.7%、60歳以上が59.3%であり、中でも70歳代の方が30.5%を占めるなど、公民館での出張申請の取組を強化した結果、高齢者の方々の申請が多い傾向となっております。

次に、2点目の医療機関等におけるオンライン資格確認の普及状況についてです。オンライン資格確認につきましては、令和5年4月からの義務化により、原則全ての医療機関・薬局で導入されることとなっております。本市においては7月31日現在、既に全体の約65%に当たります122の医療機関等においてカードリーダーが申込み済みとなっております。

次に、市民の考えるデメリットへの対応についてです。

市民の皆様が主なデメリットと考えていらっしゃるのは、個人情報に関する問題と認識しております。このため、市においては、国における個人情報の分散管理システムの構築や24時間365日のコールセンター設置などの万全なセキュリティー対策によるマイナンバーカードの安全性について、市広報等を通じお知らせしてきたところでございます。

今後も個人情報に関する安全性についてはしっかりと市民の皆様にお知らせするとともに、健康保険証としての利用やマイナンバーカードを使用した住民票の写し等の証明書交付手数料の新設など、マイナンバーカードのメリットも積極的にアピールしながら引き続き普及の促進に努めてまいります。

次に、4点目のマイナポイント終了後の10月以降の取組についてです。

現在6月議会の補正予算により商業施設等での申請受付回数を大幅に増やすなど全力を挙げて取り組んでおり、先週からはルルサス文化センターに高校生も申請しやすい特設会場を設けたところです。今月末での100%普及が理想でしたが、10月以降もこの取組のペースを落とすことなく普及促進に邁進するため、本議会でも補正予算をお願いしております。

これにより、今までの取組を継続して実施し、市民の皆様の申請機会の充実を図るとともに、商工会議所との連携による企業への出張申請を強化し、さらには申請を希望される個人の方への戸別訪問を実施することとしております。

まさに、国が目標とする令和4年度中にほぼ全国民にマイナンバーカードを行き渡らせることへのラストスパートでございます。行政のデジタル化が強く求められる中、この府市が地方のマイナンバーカード普及促進の先陣を切って進んでいくという決意を持ってしっかりと取り組んでまいります。

以上、御答弁を申し上げます。よろしくお願いたします。

○議長（上田 和夫君） 3番、山田議員。

○3番（山田 耕治君） 御説明ありがとうございました。

それでは、再質問をさせていただきます。

総務省のホームページで調べますと、令和4年7月末時点でございます。都道府県別からいいますと、人口に対する交付枚数率、山口県は47.1%と7位、指定都市を除く市で人口に対する交付枚数率の平均を見ますと45.7%で、当時防府市では52.8%、山口県の中でも1位でございました。そして、冒頭でも言いましたが、8月時点で県内で初めて60%に達したわけです。

その背景には、新型コロナウイルス感染症の感染対策を講じた上で、人が集まりやすい場所での申請促進活動等、少ない職員さんで一生懸命対応してくださっている成果がこの数値に出ているんだろうと思います。改めて敬意を表したいと思います。ありがとうございます。

総務省のホームページでマイナンバーカードの市区町村別の人口に対する交付枚数率を年齢別に見ますと、全体の1位から5位、60歳から84歳までと、年齢が高い方への普及が多いという結果でございました。防府市もそうです。確かに高齢者の方がマイナンバーカードを作っていらっしゃると思いますが、実際にカードを使用した場合、うまく制度を利用できない方も多いと思います。特別給付金のときも考慮する中で、以前からもお願いし前向きに取り組んでいらっしゃる公民館等の強化で、マイナンバーカードに対しての携帯アプリ等サポートも引き続きお願いしたいと思います。強化もお願いしたいと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（上田 和夫君） 総合政策部長。

○総合政策部長（石丸 泰三君） お答えいたします。

高齢の方などが利便性を享受できるということがデジタル化のメリットでございます。そのためには、情報弱者に対するいわゆるデジタルデバインド対策、これについては終わりが無いというふうに考えております。そうしたことから誰も取り残されることのないように公民館等での相談やサポートの充実に努めてまいりたいというふうに考えております。

○議長（上田 和夫君） 3番、山田議員。

○3番（山田 耕治君） ありがとうございます。夏休み、私も公民館のほうに確認に行ったら結構いらっしゃいましたんで、ぜひそういうところでサポートの強化をお願いしたいなというふうに思います。

マイナンバーカードについては、有効期限があります。18歳以上なら10回目の誕生日、18歳未満なら5回目の誕生日までしか使えないわけでございます。期限が切れてし

まうと身分証明書としての効力を失うわけでございます。もちろん更新手続をすることで引き続き身分証明書としての利用ができるわけですが、今後、更新に対する啓発のお知らせや市としてのお考えがあれば教えてください。

○議長（上田 和夫君） 総合政策部長。

○総合政策部長（石丸 泰三君） お答えいたします。

マイナンバーカードの有効期限につきましては、マイナンバーカードの交付時に御本人あるいは保護者の方に御説明をしております。また、国からは有効期限の3か月前に更新のお知らせが直接御本人のほうに送付されているという仕組みになっております。

マイナンバーカードのメリットも含めまして、またさらにその更新ということがありますということに関しましても、積極的に周知をしてみたいというふうに考えております。

○議長（上田 和夫君） 3番、山田議員。

○3番（山田 耕治君） ありがとうございます。周知もしていただけるということで安心しました。ぜひ、よろしくお願いいたします。

先ほど御答弁の中で、高校生を対象にした取組もされているというふうに言われましたが、やはりデータを見ても高齢者の方がすごく多い、そして小さいお子さんのいらっしゃるお母さんたちはポイントがつくんで多いんですが、その中間層がちょっと少ないかなというふうに私も思っています。

今後は、若い世代に向けた取組も必要と思います。限りある職員さんで一度に対応してはやはり難しいと思いますので、時期に合わせた連携強化。例えば大きなイベント、二十歳の集い等で、事前にお知らせも含めた対応もぜひ考えていただきたいと思います。

ただ、ここでは写真の問題があります。ただ、これは事前に用意していただくなどの対応も可能と思います。ぜひ、若者が集うイベントも含めて今後は考えていただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（上田 和夫君） 総合政策部長。

○総合政策部長（石丸 泰三君） お答えいたします。

30代以下が少し苦戦しているかなというところは、議員さんが分析されているのと同じ分析を我々もしております。そのための対策として、公民館では高齢の方、商業施設ではファミリー層というようなすみ分けで今普及促進を進めているといったところでございます。

そうした中で、イベントのときの出張申請につきましては、その場所であるとか形態によって実施を検討したいというふうに考えております。

今後の予定といたしましては、10月2日に防府商工の天神まちかどフェスタがござい
ますけども、そちらのほうにも出張してみたいなというような考えもしておるところで
ございます。

それから、ちょっと写真の話がございましたけれども、我々出張申請のときには写真
をお撮りしてというようなことをやっておりますので、ぜひ来ていただいたほうが簡単に申
請が済みますのでお越しいただきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（上田 和夫君） 3番、山田議員。

○3番（山田 耕治君） ありがとうございます。写真の話なんですけど、二十歳の集いの
ときには皆さんいろいろ着飾ってますので、だからそういう問題がありますというふう
に言ったんですけど、ぜひ、いろんなイベントで考えていただきたいということを要望さ
せていただきます。

マイナンバーカードが健康保険証として利用できても、周りの環境整備ができていな
ければ何なりません。先ほどの答弁でも言われたとおり、2023年4月より全医療機関
に対してマイナンバーカードによる保険証代用が義務づけられているとのことですが、例
えば診療所などでも分室のような診療所では閉鎖し、縮小を考えているところもあると聞
いております。今回の取組で市民の皆様へのサービスが損なわれるのであれば残念でござ
います。国が決めたことだからではなく、市でサポートできることは何なのか、しっかり
考えていただきたいということは、これも要望させていただきます。

ここメリットとしては、コロナ禍の中で人と接触を避けたいという方もおられるかもし
れません。顔認証付きのカードリーダーであれば自動受付ですから人との接触も最小限で
済むわけでございます。気になる精度も、眼鏡や帽子をしていても顔認証が可能とのこと、
機種によってはマスクをしても可能ということでもございました。

何よりのメリットでございますが、以前処方された薬や特定健診の情報を口頭で本人が
伝えることなく、正確に医師や薬剤師に伝えることができるということです。過去のデー
タが分かるわけなんで、1年間の医療費も分かるわけです。ですから、マイナポータルか
らe-Taxに連携し、確定申告が簡単にできるようになるということです。この辺は、
厚生労働省のホームページでもしっかりうたわれているわけですが、関心がない方へは伝
わらないのが現状です。

最近、コロナ禍でも私も連携させていただいてますけど、新型コロナワクチンの接種証
明書アプリで、接種回数や接種日、これも携帯ですぐ分かるようになっています。便利な
機能を簡単に分かりやすく説明することが必要だと思います。先ほどの答弁でもございまし

たように、各年齢層に合ったPRの仕方はぜひ考えていただきたいと思います。ここはやっていただけるということで、よろしく願いいたします。

保険証の話ですが、現在、連携を図ると初診時に21円、再診時に12円、調剤では9円、診療報酬の加算措置が令和4年4月から新設されてます。保険証ではお金がかからないのにマイナンバーカードでお金がかかるのは、これでは啓発が難しいと思いますが、中央社会保険医療協議会においてこの取扱いについて検討されてます。把握されている状況を教えてください。

○議長（上田 和夫君） 総合政策部長。

○総合政策部長（石丸 泰三君） お答えいたします。

今、議員からございました国の協議会でございますけど、こちらのほうで今年の10月からは医療機関でマイナンバーカードを健康保険証として利用した場合のほうが患者負担が少なくなる方向で答申がなされております。

なお、先ほどのマイナポータルでは、今月11日から診療情報の閲覧が可能になるといった利便性の向上も進められておるところでございます。

以上でございます。

○議長（上田 和夫君） 3番、山田議員。

○3番（山田 耕治君） ありがとうございます。まだ勘違いをされてる方もいらっしゃいます。国の動向で大きく変わります。市民が誤解されないような早めの情報展開もお願いしたいと思います。

8月に公民館等でも申請や相談に訪問されていまして。先ほども言いましたが、しっかりと公民館と連携を取っていただきたいと思います。よろしく願いいたします。

出張サービスですが、私も市内企業の皆さんへ検討してみても促していますが、現在は9月までのポイント付与の駆け込み申請で職員さんの対応も含め難しいように思いましたので、個人的な判断で申し訳なかったんですが、先般も10月からの対応を地場の関連企業の皆さんへお願いしているところです。

その後の対応も気になってましたが、先般の補正予算、これも説明があったように、商業施設や企業への出張サービスをしっかりされるということで安心しております。マイナンバーカードのポイント申請は9月末となるわけですが、手続きができなかった方もおられるかもしれません。企業側としては、対応人数の把握もお願いしなければいけません。今は駆け込み申請で職員さんは大変でしょうが、9月以降の企業との連携もぜひ取っていただきたいというふうに思います。

10月以降の対応ですが、企業に対する出張申請の案内や先ほどの答弁でもありました

個人情報分散管理システムや24時間365日のコールセンターの対応はどこですか等々の安全対策周知も広報やホームページでの啓発も再度お願いしたいと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（上田 和夫君） 総合政策部長。

○総合政策部長（石丸 泰三君） お答え申し上げます。

マイナンバーカードの安全性についてでございます。

市長がお答えした以外にも、例えばカードの利用の停止でありますとか、その即時対応、それから顔写真がついておりますのでなりすましによる使用はできませんとか、他人に見られてもマイナンバーカード自体には重要な情報が入っていないということはございます。いろいろな安全対策が講じられておりますので、今後ともこうしたメリットについて積極的に周知をしてまいりたいというふうに考えております。

○議長（上田 和夫君） 3番、山田議員。

○3番（山田 耕治君） ありがとうございます。微力ではございますが、私も手伝いをさせていただきますのでよろしくお願いいたします。

国の施策も考慮すると難しい話になります。マイナンバーカードについては賛否ありますが、確定申告や企業での保険料控除証明書等のデータ取り込みと年末調整での電子化も進んできています。令和6年度には運転免許証との連携も計画にあるようで、今後は間違いなく普及してくると思います。だからこそ、市民に寄り添った詳しい説明や対応をよろしくをお願いいたします。

以上で、私の質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（上田 和夫君） 以上で、3番、山田議員の質問を終わります。

○議長（上田 和夫君） 次は、1番、河村議員。

〔1番 河村 孝君 登壇〕

○1番（河村 孝君） おはようございます。「公明党」の河村孝でございます。どうぞよろしくお願いいたします。演壇のシールドがありますのでマスクを外させていただきます。

それでは、通告に従いまして質問させていただきます。

初めに、JR防府駅周辺施設の回遊性向上について御質問をさせていただきます。

7月30日にイオン防府店東側平面駐車場と旧市営中央町駐車場の一体利用、無料サービス券の相互利用がスタートいたしました。本当に使いやすくなり、特に平面駐車場からの車の出入りが鉄道高架横の道で渋滞もせず便利になったとのお声を聞いております。

改めて、池田市長の英断に感謝をしております。

また、あの駐車場に立ちますと、山口県中部で駅に比較的近い場所にあるにもかかわらず、このような広い空間があるところは他市にはなく、例えば野外シアターあるいはサーカスなどのにぎわい創出のイベント開催など可能性が大きく広がったように感じました。

以前よりJR防府駅は、駅前に映画館のシネマコンプレックスや商業施設、図書館やアスピラートのような文化施設もあり、県中部でも人が集まりやすい空間だと多くの方から指摘されておりますが、この一体化した駐車場、さらにルルサス文化センターのオープンによりポテンシャルがさらに高まったと感じております。

ただ、駅周辺で課題もございます。JR防府駅の駐車場には、障害者等専用駐車場やあるいは送迎場所がてんじんぐち、みなとぐちの両方へございますが、その駐車場及び駅までの動線に屋根がございません。先日、車椅子で車から降りられた方が突然の大雨で傘も差さずに困っていらっしやったのを拝見いたしました。

また、この夏は山口県に熱中症警戒アラートが連日発表される猛暑が続きました。そのようなある日、JR防府駅みなとぐちに参りますと、直射日光を避ける方々が駅の短いひさしの陰に沿うように、コンビニの前など、横一列にざっとう並んでいらっしやるのを拝見いたしました。よく見ますと、駅前のそれぞれのバス停の上の屋根も短いので、時間帯によっては日が差し込んでいるように感じました。

このように駅構内から各バス停や笑顔満開通りのアスピラート、ルルサスへの移動には屋根がない区間がございます。これは、配慮が必要な方だけではなく、夏のような炎天下や雨天時などの歩行移動には支障があると考えられます。

今後の高齢化社会を見据え、この駅周辺の歩行移動を誰もがしやすいように屋根の設置や段差の解消などバリアフリー対策をすることにより各施設間の回遊性も向上すると思われれます。各施設間の回遊性が向上すると、利便性だけではなく相乗効果をもたらし、駅周辺がまたさらに活気を帯びると思われれます。この回遊性向上が駐車場の一体利用も、またこれもさらに価値を生むと思われれます。また、残念ながら、コロナ禍もあり、防府駅利用者の数も減っているようではございますが、今度は駐車場からの各施設のアクセス向上にもつながるのではないかと思います。

この回遊性の中に本市の玄関口として快適で安全性の高いにぎわい空間を創出するような、ベンチがある休憩所のような新たなたまり空間の確保もできるのではないかと考えます。駅周辺の移動の途中にたまりの空間があれば、暑い日にも家族がベンチに座り子どもにゆっくりと水を飲ませることもできます。夏には屋根の各所に涼しげなミストがあってもいいのかもしれない。今、この猛暑は防府駅が高架駅舎に生まれ変わった平成6年当

時は多分想像できなかつたというふうに思われます。

令和元年12月定例会におきまして、市内各所に多くのベンチを設置することにより高齢者でも休みながらまちの散策ができるようなまちづくりを一般質問で提案させていただきましたが、回遊性向上の中にたまり空間は駅周辺に防府市らしい温かな憩いの空間にもなるのではないかとというふうに考えます。

以上、JR防府駅周辺施設の回遊性向上につきまして、大きな視点から御質問させていただきました。御所見をお伺いいたします。

○議長（上田 和夫君） 1番、河村議員の質問に対する答弁を求めます。市長。

〔市長 池田 豊君 登壇〕

○市長（池田 豊君） 河村議員のJR防府駅周辺施設の回遊性向上についての御質問にお答えいたします。

私は、防府市の中心は防府駅であり、元気で魅力的なまちづくりを進めるためには防府駅周辺のまちづくりが重要であると考えております。

そのため、第5次総合計画「輝き！ほうふプラン」におきましても、重点プロジェクトに活力ある中心市街地の形成を掲げ、駅周辺の整備に重点的に取り組んでいるところでございます。

具体的な取組といたしましては、ルルサス防府、アスピラート周辺エリアの愛称、笑顔満開通りの命名や文化福祉会館の一部機能移転によるルルサス文化センターのオープン、市営中央町駐車場とイオン駐車場を一体化する平面駐車場の整備、市道栄町藤本町線の一部開通など、駅周辺の整備を積極的に推進しております。

また、民間活力の導入に向けた駅北公有地の活用につきましては、本議会初日に土地処分についての議会の議決をいただき、翌2日に契約をしたところでございます。これにより、民間と行政が一体となった駅周辺の活性化が一層進むものと考えております。

こうした中で、議員御質問の防府駅周辺施設の回遊性の向上についてです。

私は、駅周辺の施設が鉄道高架の効果を最大限に生かすためには、駅周辺の施設が一体化することが必要であり、その回遊性が増すことが本市の活性化のために重要なことと考えております。

そうしたことから、議員からお示しがありました駅舎と駅周辺施設への屋根やシェルター、またベンチの設置などの駅周辺の一体化を図る施設の整備は大変有効なものと考えております。

このため、今後、ルルサス文化センター、アスピラートの利用状況や市道栄町藤本町線の全面開通、駅北公有地の開発等による駅周辺の変化を見極めながら必要な施設の整備に

向けて前向きに検討してまいります。

今後も先人の方々が成し遂げられた鉄道高架を生かした回遊性・利便性の向上による駅周辺の一体化に向けて取り組み、新たな時代にふさわしい便利で魅力的な他市に負けない街なかの創出に全力で取り組んでまいります。よろしく願いいたします。

○議長（上田 和夫君） 1番、河村議員。

○1番（河村 孝君） 大変前向きの御答弁いただきました。ありがとうございます。

先ほども申し上げましたけれども、多くの方からJR防府駅周辺は他市に比べてポテンシャルが高いというふうにお聞きしております。

現在、山口県中部で駅前にシネマコンプレックスがあるのは防府駅しかありません。また、大型商業施設もあり、防府駅は高校生や学生が集まりやすい場所というふうに言われております。以前、高校生が集まりやすいので、実は防府市しか上映していないアニメもあるというような説明を伺ったこともあります。私の高校生時代は徳山に映画に行っておりましたが、今は逆の流れでございます。

文化施設としては、笑顔満開通りアスピラート、ルルサスもあり、そこにさらにルルサス文化センターがオープン、そして今回、一体利用の平面駐車場もでき、自家用車への対応も万全となった。さらに、近くには防府商工、防府高校と2つの高校もあります。今、御答弁でもございましたように、駅北公有地の件また市道栄町藤本町線による中心市街地活性化の今後の大きな希望もございます。施設連携によってはさらに大きく発展する可能性があると考えます。先ほどの御答弁のとおり、JR防府駅のポテンシャルをさらに高めていただきますよう、努められますよう、重ねてお願い申し上げまして、この質問を終わります。

次の質問に入ります。

2番目の質問項目であるコンビニのAED設置についてお尋ねをいたします。

平成30年3月定例会におきまして、小・中学校における心肺蘇生法とAEDについて一般質問させていただきました。AEDの設置に関しては、小・中学校等では屋内設置から屋外設置となり、また夜間・休日等の業務時間外でも、スポ小のように学校施設開放事業の利用などで使いやすいようになりました。また、本市の多くの公共施設にAEDが設置をされております。

しかし、より迅速に対応するために、一人でも多くの命を救うために、多くの方が店舗の場所を知っている身近な24時間営業のコンビニエンスストア等へのAED設置を市として進めるべきではないかというふうに考えております。

今から10年前、平成24年3月定例会におきまして、「公明党」の先輩の山下議員よ

り同様の質問があり、心肺停止患者の救命率は5分以内に実施することが重要である点より、最寄りの消防署から通報があって到着が5分を超えるエリア外の24時間営業のコンビニにAED設置を訴えられました。その結果、到着が5分を超えるコンビニ2店舗には、2店舗とも大道地区でございますが、AEDが設置されました。これは、今振り返ると先進的な事例となり、今回はそれを拡充することの質問でございます。

10年が経過し、AEDはますます重要となってまいりました。本市の24時間営業の全てのコンビニに御協力をお願いしながらAEDを設置することで、防府市内のコンビニにはAEDがあると、AED設置の認知度を上げると同時に、ステッカーや看板あるいはのぼり旗等で市民に設置を分かりやすく周知することによって、AEDがさらに市民生活に身近になると考えます。御所見をお伺いいたします。

次に、茨城県取手市や岩手県花巻市では、女性の傷病者のプライバシーに配慮するためにAED1台にそれぞれ三角巾1枚の配備を進められております。これは、AEDは傷病者の肌に直接パッドを貼り付けますが、特に傷病者が女性の場合、AEDを操作するのをためらう人が多いからです。以前は複数の人で周りに壁を作ったり毛布で周辺を囲むような配慮を聞いたこともございますが、1分1秒を争う救命活動の際、市民がAEDの使用をためらわないための三角巾と伺っております。本市におきましても、このような配慮が必要ではないかと考えます。

以上、2点について御所見をお伺いいたします。

○議長（上田 和夫君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。消防長。

○消防長（米本 静雄君） 河村議員のコンビニ店へのAED設置についての2点の御質問についてお答えいたします。

目の前で人が倒れ心肺停止が疑われるとき、そばにいる人は救急車を手配しつつ心肺蘇生法を行いながらAEDを装着する必要があります。病状により異なりますが、AEDによる電気ショックの適応となる傷病者の場合、救急車が到着するまでの間に電気ショックが行われた場合とAEDが使用できずに救急隊が電気ショックを行った場合を比較すると、助かる確率が倍になっていることが知られております。とりわけ救急隊が到着するまでの間は、心肺蘇生法を絶え間なく行うことが最も重要とされており、それを可能にするのは現場に居合わせた一般市民にほかなりません。

まず、1点目のコンビニ店へのAED設置についてです。

防府市では、公共施設を中心に166か所にAEDを設置しております。他市と比較しましても先駆的に取り組んでおりまして、市の面積で換算するとAEDの設置率は県内トップクラスで、安全・安心な体制を整えております。コンビニ店へのAEDの設置は、平

成 25 年度に防府市 A E D 設置事業実施要綱を制定し、現在は消防機関から救急車の到着時間が 5 分を超える大道地区の小俣、長沢の 2 店舗に設置し、維持管理を行っているところでございます。

設置対象は、遠方のコンビニ店としておりますが、富海、小野地域につきましては 24 時間営業のコンビニ店等がないことから、小・中学校や公民館などの屋外設置している A E D が使用できることや、スマホなどで A E D の位置を地図上に表示する全国 A E D マップというアプリが活用できることなどを広報していくとともに、A E D 未設置の地域につきましては、空白地域をなくすためにも、A E D の設置場所等を検討してまいりたいと考えております。

次に、2 点目の A E D への三角巾の配備についてです。

意識、呼吸のない傷病者が発生した現場に居合わせた場合には、女性傷病者へのプライバシー保護と A E D を使用する人がためらいを感じないためにも三角巾の配備は有効であると考えられます。配備場所を配慮しながら、まずは公の施設から配備できるよう検討してまいります。大道のコンビニ 2 店舗につきましては、今回御指摘をいただきましたので、早速配備させていただきました。

A E D は、心肺蘇生法を補完するものであり、まずは 119 番通報を行っていただき、絶え間ない胸骨圧迫と人工呼吸を実施していただくことが大変重要です。今後も救命率の向上に努めてまいります。

以上、御答弁申し上げます。

○議長（上田 和夫君） 1 番、河村議員。

○1 番（河村 孝君） 御答弁ありがとうございます。

まず、三角巾につきましては前向きな御答弁ありがとうございます。大道の 2 店舗には既に設置されたというふうに御答弁がございました。

また、あそこのコンビニエンスストアの前に貼ってあるステッカー等がもうかなり古くて色あせておりますので、そちらの対策のほうも分かりやすいようにお願いしたいと思っております。

今月報道されたアンケート結果では、男性の 4 割が女性への A E D 使用をためらうという衝撃的な報道がございました。やはり理由は、セクハラや周囲の反応を心配するという理由だとのことでした。御答弁いただいたこの三角巾の配備が大きな一歩というふうになると思いますけれども、いま一度御答弁にありましたように人命救助の観点から迷わずに A E D を使用するというのを、例えば東京都作成の女性への A E D 装着の分かりやすいような資料もあるようですので参考にされて、普通救命講習などの機会や市広報等でしたら

かりと周知していただきたいことを要望いたします。

さて、コンビニ設置のAEDに関してでございますけれども、先ほど消防署から救急車の到着時間が5分を超える大道地区の小俣、長沢のコンビニ2店舗に設置しているとの御答弁がございました。また、富海、小野地域につきましては24時間営業のコンビニがないということで小・中学校や公民館の屋外設置をしているという御答弁もございました。

市の施設を見ますと、公民館や小・中学校などでは救急車の到着まで5分以内でも設置されております。例えば、消防本部が目の前の隣の佐波公民館の玄関前にもAEDが設置してございます。多分、執行部では市の施設を、AEDを補完、補う形での設置ということで5分という基準でのコンビニ設置を考えられているのではないかというふうに思います。

しかし、いつから5分なのかという問題もございます。例えば、倒れてる方の発見時では時間の経過は不明です。NHKの最近の番組、またサイトでは、AEDは、専門医から作成したガイドラインでは、設置されている施設の利用者だけではなく24時間誰もが使えることが望ましいというふうに専門医が指摘され、AEDの屋外設置とコンビニ等24時間営業施設への設置についての方向性を紹介されておりました。公共施設の屋外AEDは進んでおりますが、コンビニ等24時間営業施設への設置は、御答弁のとおり進んでいないのが現状でございます。

この点を考えられて、もう一度御答弁いただけないでしょうか。

○議長（上田 和夫君） 消防長。

○消防長（米本 静雄君） 御質問にお答えいたします。

消防本部といたしましては、まず119番をしていただくことを第一と、優先とさせていただきます。それで、防府市は極めてコンパクトなまちでございますので、町なかについては5分以内にはほとんどの救急隊が到着しますということで、救急隊により処置が始まる。コンビニ等へ出向くよりもそちらのほうが早いと認識しておりますので、まず第一に119番通報していただいて救急車を呼んでいただく、それを一番と考えております。

以上でございます。

○議長（上田 和夫君） 1番、河村議員。

○1番（河村 孝君） 御答弁ありがとうございます。119番を、まずしてもらおうということでのお話でございましたけれども、だからこそ、私としてはAED設置はより身近な場所への設置へという流れというのは大事じゃないのかなというふうに思います。AEDもあり、119番も早くするということが大事じゃないかなと思います。

公民館等公共施設のAED設置は総務部の所管でございますが、AEDの設置場所が増えることに関して、総務部長はどのようにお考えでしょうか。

○議長（上田 和夫君） 総務部長。

○総務部長（能野 英人君） 御質問にお答えいたします。

公共施設に設置する所管をしている立場からお答えをさせていただきます。

今、河村議員と消防長のやり取りをお聞きしております、救える命を救うという一致した強い思いを感じたところでございます。公共施設においても、その役割を担う、救命の役割を担う立場として、これからも適切なAEDの設置については取り組んでいかなければならないと思いを新たにしております。

現在、市内全ての公共施設95か所に設置をいたしております。公共施設ではない海水浴場とか臨時に設置することも含めまして95か所を設置しております。これからも引き続きしっかりとAEDの設置を適切に行いまして、救命の一翼を担うということに取り組んでまいりたいと思っております。

以上です。

○議長（上田 和夫君） 1番、河村議員。

○1番（河村 孝君） 御答弁ありがとうございます。分かりました。

また、ここで御参考でお伺いいたしますけれども、御答弁の中で24時間営業のコンビニがないのは小野、富海地域ということでございましたけれども、市内でAED設置空白地域というふうなことを御答弁していただきましたけれども、具体的に空白地域というのはどの辺りになるのでしょうか。

○議長（上田 和夫君） 消防長。

○消防長（米本 静雄君） 御質問にお答えいたします。

まず、富海地域でございますが、こちらは公民館、あと小・中学校が国道の両側がございます。小野地域、こちらにつきましては右岸側につきましては公民館、小・中学校がございます。ですが、左岸側、こちらにはAEDがございません。こちらが今唯一の空白地域となっておりますのでございます。この辺りは今後どちらに設置すべきかも含めて考えていきたいと考えております。

以上です。

○議長（上田 和夫君） 1番、河村議員。

○1番（河村 孝君） 具体的な場所を御答弁いただきましてありがとうございます。

最後に市長にお伺いいたしますけれども、このような今お話がありました空白地域の設置への配慮も必要だと思いますけれども、本市全域を考えてAED設置の御検討をお願い

したいというふうに思います。お伺いいたします。

○議長（上田 和夫君） 市長。

○市長（池田 豊君） AEDの設置についてでございますけれども、実は、一昨日この質問がありましたので市内をちょっと回ってみました。そうした中で、佐波川の左岸側があります。それから富海がありましたけれども、富海、国道の片側ということで国道を渡らないといけないということがございました。そういったところはどこに置けるかということはしっかりと考えていって、まずは5分の空白時間がないようにしていきたいと思っております。

そうして、空白がないということでこのマップがありましたけれども、マップ等で市民の皆さんに周知していくこと。

それと、もう一つは、せっかくあっても使えなければ意味がないので、その設置場所のところの人に使える人がいること、そしてまた市の職員等にこの使用ができるような研修もしっかりして、設置したAEDが確実に使えるようにしていきたいと思っております。もちろん119番が一番大切でございますけれども、そのようにしていきたいと思っております。

○議長（上田 和夫君） 1番、河村議員。

○1番（河村 孝君） 御答弁ありがとうございます。実際に現場も見ていただいたということをお聞きいたしました。ありがとうございます。

また、今最後に市長言われましたように、研修というか、本当に普通救命講習の受講者を増やすということが大事になってきます。また、その内容も時代とともにどんどん進化しておりますので、2年から3年程度で定期的に講習を再び受講するということが求められておりますけれども、ついつい講習を忘れてしまいます。定期的な講習への案内についても工夫をお願いしたいと思っております。

例えば、防災士の方は防災士認定要件として普通救命講習の受講がありますけれども、例えば防府市防災士等連絡協議会を通して各防災士に呼びかける方法もあるんじゃないかと思っております。この普通救命講習の参加者増の取組、またAED設置に関して空白等ないような取組をお願いいたしまして、この質問を終わります。

次に、3番目の質問項目である小・中学校の特別教室のエアコン設置についてお尋ねをいたします。

小・中学校のエアコン設置につきましては、平成30年9月定例会また平成31年3月定例会で、安全な学校環境の構築の観点から一貫して質問させていただきました。熱中症対策として、令和2年度には全小・中学校の普通教室へのエアコン設置工事が完了し、こ

の工事のおかげで翌年の令和2年度では予期せぬコロナ禍による休業を補完する夏休み短縮を実施することができました。これは、池田市長のリーダーシップの下、短期間でのエアコン設置作業を完遂された執行部に対しまして、改めて敬意を表する次第でございます。

その後、学校運営協議会委員や会長として小学校や中学校を訪問いたしますが、梅雨明けが早く、猛暑が続いたこの夏もエアコンで快適に勉強できるとの喜びの声をお聞きいたしております。

しかし、耐震化工事で改築を行った市内の一部校舎の特別教室を除き、音楽室、パソコン教室、図書館を除く理科室、美術室、技術室、家庭科室などの特別教室のエアコンが未設置の学校が多いのが現状でございます。エアコン未設置の特別教室での授業をエアコン設置の普通教室に振り替えて授業を行うような運用面での工夫をされているようでございますけれども、実験器具や教材などどうしても特別教室での授業が必要なケースも多々あり、学校現場での運用に苦勞されていると伺っております。特にエアコンが必要な猛暑日が続くと、授業の進捗にも影響いたします。8月の登校日も暑かったのでございますけれども、今年は11月まで暑い日が続くというような予報もございます。ぜひとも、子どもたちのために特別教室へのエアコン設置を推進していただきたいと考えます。御所見をお伺いいたします。

○議長（上田 和夫君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。市長。

〔市長 池田 豊君 登壇〕

○市長（池田 豊君） 河村議員の小・中学校の特別教室へのエアコン設置についての御質問にお答えします。

私は、子どもたちが安全・安心に学び育つことを何よりも一番に考えて、第5次防府市総合計画では安全で良好な学習環境の整備や、子どもの交通安全対策を重点プロジェクトに掲げ、子どもを守る安全・安心対策をいち早く実施しております。

昨年度には、児童の通学時の安全確保のために小学校周辺の信号機のない横断歩道のカラー化を実施しており、今年度は対象を中学校周辺に広げることとしております。

それでは、小・中学校の特別教室へのエアコン設置についてお答えさせていただきます。

現在、気候変動の影響による気温の上昇等により熱中症の危険性が高くなり、本市においても児童・生徒への影響が懸念されております。このような中、平成30年9月議会において河村議員からエアコン設置についての一般質問を受け、児童・生徒が多くの時間を過ごす普通教室及び少人数教室へエアコンを設置することを決定いたしました。スピード感を持って対応するため、同議会最終日にはエアコン設置の設計に係る経費の補正予算を追加計上し、翌年には他市に先駆けて着手したことから、令和元年度中に全ての小・中学

校において設置が完了したところです。このことにより、令和2年度当初の新型コロナウイルス感染症による長期の臨時休業に対応するため、夏季休業中に授業を実施することを即座に決定することができました。

特別教室のエアコンにつきましては、耐震化のための建替えを行った校舎は全て設置しているほか、使用特性を考慮し、図書館、音楽室、コンピュータ教室には100%設置をいたしております。その結果、令和2年9月1日現在の国の調査では、特別教室全体で55.6%の設置率となり、県平均の37.8%を大きく上回っているところでございます。

また、国において望ましい教室の環境とされている28度以下の室温で学習できるよう、暑い時期はエアコンのない特別教室ではなく普通教室を活用したり、日課変更や単元を入れ替えたりすること等により工夫し、熱中症防止を図っております。

市といたしましては、子どもたちが安全で良好な環境で授業が受けられるように、引き続き運用面で工夫するとともに、全教室へのエアコンの設置を目指し、校舎の改修等に併せて特別教室への設置を着実に進めてまいります。

以上、御答弁申し上げます。よろしくお願いいたします。

○議長（上田 和夫君） 1番、河村議員。

○1番（河村 孝君） 御答弁ありがとうございました。先ほど、私、令和2年度中じゃなくて令和元年度中の設置でした。大変失礼いたしました。

今、御答弁の中で、引き続き運用面で工夫するとともに、全教室へのエアコン設置を目指し、校舎の改修等で特別教室への設置を着実に進めると御答弁でございました。特に、運用面ということでございましたけれども、特に今年は年度当初の5月からもう既に暑い日が続いております。理科室等では窓を開けて対応したそうでございますけれども、子どもたちが教科書をうちわ代わりにあおいでいたというふうなことも伺っております。御答弁でございましたように、年々暑さが厳しくなっているように感じております。また、本年も夏休み短縮による8月の授業も行われております。学校現場での学習環境の向上は、子どもたちのためでもございますが、先生方への働き方改革にも直結いたします。ぜひとも、一刻も早く対応していただきたいと思っております。

国におきましては、例えば地方創生臨時交付金については、額にもよりますけれども、特別教室や体育館のエアコン設置などにも幅広く活用できるというようにも伺っております。

また、以前よりお伺いしておりますが、災害時には避難所となる学校体育館への冷房設置にも取り組んでいただきたいと思っております。これは、防災士としての要望でもございます。

どうぞよろしくお願ひいたします。子どもたちのために安全・安心な学習環境の構築、市長の下、また一歩一歩と進めていただきたいことを要望いたしまして、私の質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（上田 和夫君） 以上で、1番、河村議員の質問を終わります。

○議長（上田 和夫君） 次は、8番、石田議員。

〔8番 石田 卓成君 登壇〕

○8番（石田 卓成君） 会派「敬天会」の石田でございます。このたびは大きく分けて3点、まず1点目が学校給食における今後の方針について、次に、2点目として各戸に配布している防災ファイルにおける武力攻撃編の追加について、最後に、3点目として空き家バンクにおける住民からの直接受付について質問させていただきますので、よろしくお願ひいたします。

まず、1点目の学校給食における今後の方針についてでございますが、過去の流れを見てもみますと、自校式からセンター方式に変更することや県外の業者への外部委託の是非などが議会の場においても話し合われてきました。

特に近年は、このたび取り上げた給食だけでなく、あらゆる分野で効率化やコスト削減を目指すことが目標に掲げられる傾向にあり、議会においてもかかる金が適切かどうかという議論が中心となっておりますが、私としては金の前にその方針が道義的、道徳的に正しいのか、またこのたびの給食であれば教育上どのような影響を子どもたちへ与えるのかを中心に議論されるべきであると考えております。

OECD——経済協力開発機構の中でも教育分野への公的支出の占める割合が2017年の調査で38か国中37位と極めて低い我が国でございますが、本来、教育は国家として将来へ向けた投資を惜しむべきではない分野であることは誰の目にも明らかであり、この分野まで政府による緊縮財政政策の影響が及んでしまっていることをとても情けなく思っております。

食の分野についても、貧困家庭が増えてしまった影響で子ども食堂などが増えており、このような取組をありがたいことだとは思っておりますが、このような取組をしなければならぬほどに日本の国力が低下していることは全て政治の責任であり、本当に申し訳なく思っております。

今では、コンビニ弁当やレトルト食品ばかりを食べさせられ、唯一のきちんとした食事が給食だという子どもさんも少なくはないとの報道も目にし、学校給食の果たす役割はこれまで以上に重要であると考えております。

そこで、4つほど質問をさせていただきますが、1つ目に、現時点において自校方式でできている学校については今後もセンター方式にしないように方針を示していただきたいのですが、いかがお考えでしょうか。

2つ目に、給食で使用する農産物については、まずは市内産、市内産を入手できない作物については県内産、それでもなければ国内産の順で調達されておりますが、市内産を入手できていない作物について市内の農業者にお願いをして作ってもらってはいかがでしょうか。

3つ目に、食品添加物について、給食ではどのような方針で使用されていますでしょうか。

4つ目に、国がみどりの食料システム戦略をつくり、学校給食において有機農産物を使う場合に補助メニューを活用できるようになりました。防府市は、県内の他市町よりも有機や減農薬栽培で頑張っておられる農家さんが比較的多く、また化学肥料の高騰対策としても今後はこのような農家さんがさらに増えてくるのは確実だと思われまますので、農林水産省のオーガニックビレッジに防府市としても登録していただけないでしょうか。

以上、御所見を伺います。

○議長（上田 和夫君） 8番、石田議員の質問に対する答弁を求めます。市長。

〔市長 池田 豊君 登壇〕

○市長（池田 豊君） 石田議員の学校給食における今後の方針についての4点の御質問のうち、私からは1点目についてお答えし、2点目、3点目は教育長から、4点目は産業振興部長から御答弁申し上げます。

それでは、1点目の給食の自校方式についてのお尋ねでございます。

私は、学校給食は子どもたちの健やかな身体と心の発達に欠かせないものと考えております。特に、小学生にとっては、給食室が身近にあり、生産者や調理師さんたちへの感謝の気持ちを持つことが大変重要だと思っております。

こうしたことから、第5次防府市総合計画における行政経営改革の推進の中にも学校給食の自校方式の見直し等を記載していないように、現在の自校方式は継続したいと考えております。

このような観点から、昨年度には各学校の給食室にエアコンを設置し、夏季における給食の衛生面や調理員の体調面での安全性を確保したところでございます。

以上、御答弁申し上げます。残りにつきましては、教育長及び産業振興部長のほうから御答弁させていただきます。

○議長（上田 和夫君） 教育長。

〔教育長 江山 稔君 登壇〕

○教育長（江山 稔君） 石田議員の御質問のうち、私からは2点目の食材に関する御質問と3点目の食品添加物についての御質問にお答えいたします。

まず、食材に関する御質問でございます。

本市における学校給食の食材につきましては、まずは市内産そして県内産を使用する地産地消を推進しております。現在、可能な限り地場産食材の調達に努めており、令和3年度の市内産を含む県内産の地場産食材利用率は平均72.5％となっており、県平均の69.4％を上回っているところでございます。

今後とも、学校給食の食材につきましては産業振興部とも連携し、防府市内産の食材を使用することに努めてまいります。

次に、3点目の食品添加物についての御質問でございます。

学校給食は、成長期にある子どもたちの心身の健全な発達に資するものであることから、使用する給食食材につきましては、できるだけ添加物を含まないものを選定しております。今後も、食材の選定には注意を払い、安全・安心でおいしい給食の提供に努めてまいります。

以上、御答弁申し上げます。

○議長（上田 和夫君） 産業振興部長。

○産業振興部長（白井 智浩君） 石田議員の御質問のうち、私からは4点目のオーガニックビレッジへの登録についての御質問にお答えいたします。

2050年カーボンニュートラルの実現に向け、国は農林水産分野の中長期計画として令和3年5月にみどりの食料システム戦略を策定され、食料、農林水産業の生産力向上と持続性の両立を目指すこととされています。

この中で、農業分野では2050年までに化学合成農薬使用量の50％低減や化学肥料使用量の30％低減、耕作面積に占める有機農業の取組面積の割合を25％に拡大することなどが目標に掲げられております。目標の一つである有機農業は、化学肥料や化学合成農薬を使用しないこと、遺伝子組換え技術を利用しないことを基本とし、環境への負荷をできる限り低減した生産方法による農業でございまして、国においては新たに有機農業に地域ぐるみで取り組む産地をオーガニックビレッジと銘打ち、2050年までに全国の100の市町村でモデル的取組を創出していく事業を開始されたところでございます。

（後刻訂正あり）

議員御提案の全国のモデルとなりますオーガニックビレッジへの本市の登録申請につきましては、規模等の面から予定いたしておりませんが、市内各地で認定農業者等の8経営

体の方々が有機農業に取り組まれており、今後ますます有機農業をはじめとする環境負荷低減につながる取組が求められるものと認識しております。

このため、有機JASや山口県独自のエコやまぐち農産物認証制度の拡大等の取組を推進する山口県有機農業推進計画に基づき、本年度中に本市の状況に即した防府市有機農業推進計画を策定することとしています。

そして、いよいよ来年4月には県の農林業の知と技の拠点が供用開始されます。拠点を有する市としての強みを最大限に生かして、県や農業関係団体等としっかりと連携し、ほ場整備や農地の集積、新たな担い手の確保、中核経営体となる集落営農法人の育成、環境負荷低減などに取り組む、地域農業の再生強化を進めてまいります。

そして、市内での農産物の生産拡大を図り、学校給食へもしっかりと防府市産の食材が提供できるように努めてまいりたいと存じます。

以上、御答弁申し上げます。

○議長（上田 和夫君） 8番、石田議員。

○8番（石田 卓成君） 御答弁ありがとうございます。

何か想像してたよりもすごくいい答弁でびっくりしました。ありがとうございます。1番目については、自校式できるだけ継続していきたいという心強いお言葉いただきました。ありがとうございます。

日頃、どうしても担当の職員さんたちと、現場の職員さんたちとお話するのに、何かもう将来はセンターじゃないとみたいな、あと外部委託じゃないとみたいな、そういう話とかちょこちょこ御意見も聞いてたんで、市長、トップ自らがそういう方針示してくださったことは大変大きいと思います。現場の方々もそれに向けて今後しっかりといろいろな計画を進めていただければと思いますので、よろしく願いいたします。ありがとうございます。

2番目については、農業部門とも連携してしっかりと進めていきたいというお答えでした。ありがとうございます。

実際、現場の農家としては、どこに出荷できるか、誰が買ってくれるかも分からずに作物植えるというのはすごい高リスクな行為で、こうやって給食で、これが市内産がないから作ってほしいよというお声掛けしてあげただけだと、出先が決まってくるんでやりやすくなるんです。本当、誰か買ってくれるかも、できました、何ぼでもいいけ売りますよじゃ、そんな怖くてやっぱりみんなできないんで、しっかりと調整して呼びかけてあげただけだと市内産がどんどん増えてくるんじゃないかなと思いますので、よろしく願いいたします。

3点目の食品添加物、できるだけ減らしたいということで、引き続きその方向でよろしくお願いいたします。

4点目、びっくりしました。有機農業推進計画を今年つくっていただけるということで、あの方向でいくということで、私も県内のいろんな有機農業の団体に所属しておって、おまえも議員なんだから市にそれ強く訴えろと常日頃から言われてたんですけど、まだ今回言えてなかったんですけど、先手を打ってやっていただけるということで、大変うれしく思っております。ありがとうございます。

今でも給食に有機食材を提供されてる農家さんおられるんで、今日のこの献立の中のこの食材は有機ですよと教えてあげたり、そういうふうなことからもまずは一歩ずつ進めていただけるとうれしく思います。現場の学校の先生からも有機の日とかつくったらどうかとかそういう御提案もあるんですけど、なかなか全部の食材を有機でというのは今の防府市の現状じゃ確かに難しいと思いますので、使ってる物だけでも、あとやっぱりそういうのを県内の小・中学校ローテーションしてあげると伝わるんじゃないかなと思いますので、よろしくお願いいたします。

では、1点目についてはこの辺で終わらせていただき……

○議長（上田 和夫君） ちょっとすみません、産業振興部長の発言がありますので、お願いします。

○産業振興部長（白井 智浩君） 答弁の中で、国のオーガニックビレッジの創出について2050年までと申し上げましたが、正しくは2025年まででございました。訂正いたします。

○議長（上田 和夫君） 8番、石田議員。

○8番（石田 卓成君） どうもありがとうございます。

それでは、2点目に移らせていただきます。

2点目は、各戸に配布している防災ファイルの中に武力攻撃編を追加することについて伺わせていただきます。

ウクライナ有事を受け、日本においても政府が経済制裁や防衛装備品の供与をしてしまったために、一般的な国際常識では戦争行為に加担してしまったと受け止められても仕方がない状況にある中、今後本格的な戦争に巻き込まれる可能性がかなり高くなってしまいました。

私としては、このたびのウクライナ有事は2014年に起こったマイダン革命によるクーデター以降のことを考えると、双方に言い分があると考えております。

詳しくは、オリバー・ストーン監督の「ウクライナ・オン・ファイヤー」というドキュ

メンタリー映画を御覧になっていただければ、日本においてウクライナ側に都合の悪いこと、実は一切報道されていないことを御理解いただけるはずだと考えておりますが、本来、日本にできる役割としては両国の間の仲裁に入ることだと確信しておりましたので、誰から命令を受けたのかは存じ上げませんが、政府がこのような決断に至ってしまったことを非常に残念に思っております。

7月8日にお亡くなりになられた安倍元総理は、日本では報道されていない2014年以降のウクライナ東部地域での紛争を巡って、ウクライナ、ロシア、フランス、ドイツの間で締結されたミンスク合意を履行するようウクライナ側にも求めてこられたわけですが、このような大局観を持った政治家を失ってしまったため、もはや日本に第三次世界大戦への道を止められる人はいなくなってしまうと残念に思っております。

今後は、世界大戦に向けた挑発行為が様々な場面において行われ、我が国においては政治やメディアが完全な支配下に置かれていることから、その戦場の舞台として目をつけられる可能性は極めて高いと考えております。

そこで、質問でございますが、各家庭に配布している防府市防災ファイルの中には現在のところ武力攻撃編が含まれていないため、東西冷戦期にスイス政府が国民向けに出した民間防衛という本を手本にマニュアルをつくって配布すべきだと考えておりますが、執行部としては武力攻撃やテロ行為等の有事の際に市民の皆様の命を守るためにどのような取組をされているのでしょうか、御所見を伺います。

○議長（上田 和夫君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。市長。

〔市長 池田 豊君 登壇〕

○市長（池田 豊君） 石田議員の武力攻撃に関する取組についての御質問にお答えいたします。

私は、市民の皆様の生命と財産、暮らしを守るための防災及び危機管理は市政の最重要課題として取り組んでまいりました。災害対策基本法においては、自然災害に対し、国・県・市の適切な役割分担及び相互の連携協力の下で対処することと定められ、中でも初動対応においては市町村が中心的な役割を担うこととなっております。

そのため、本市独自の取組として、防災ファイルにハザードマップや避難の際の持ち出し品一覧など自然災害における防災情報をファイリングし、市民の皆様に日頃から活用していただくことを目的に全戸配布しております。出前講座や研修会等様々な機会を通じて周知・啓発を行っているところでございます。

御案内の武力攻撃の際のものにつきましては、この防災ファイルには入っておりません。外部からの武力攻撃等、有事に対しましては、北朝鮮による弾道ミサイル発射や米国同時

多発テロなど国民の安全への驚異となる事案が発生する中、平成16年に武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律、いわゆる国民保護法が施行されました。

この法において、国は武力攻撃等を受けたときに国民の生命・財産を保護するために、その組織及び機能の全てを挙げて自ら国民の保護措置を実施することや、国全体として万全の体制を整備することが定められております。国が中心となって対応が取られ、国の方針に基づき県や市等が役割を果たすこととなります。

この役割分担に基づき、本市では防府市国民保護計画を作成し、市民の皆様の安全を守るために必要な措置について定めております。ミサイル等による武力攻撃が発生した場合には、市民の皆様へは全国瞬時警報システム、いわゆるJアラートによる国からの緊急情報で避難行動等と呼びかけるとともに、国や県の指示に従って対策本部の設置や市民の避難誘導を実施いたします。

平成29年には、前年に北朝鮮から沖縄県の上空を通過するミサイルが発射されたことから、国の主導で山口県及び阿武町による弾道ミサイルの飛来を想定した住民避難訓練が実施され、この訓練の一環として本市の玉祖地域においても防災行政無線による情報伝達訓練を実施いたしました。

このように武力攻撃等の有事の際は、国民保護法に基づきJアラートからの緊急情報を受けて頑丈な建物に一時退避した市民を、国や県の指示に従って避難誘導を行うものでございます。

来年は、関東大震災から100年を迎える年となります。今後も市民の皆様の命を守るため、有事の際、迅速な避難行動につながるようしっかりと取組を進めてまいります。

以上、御答弁を申し上げます。よろしくお願いいたします。

○議長（上田 和夫君） 8番、石田議員。

○8番（石田 卓成君） 御答弁ありがとうございます。

確かに、国民保護法の国のほうが出してるマニュアルには、イラスト入りで武力攻撃があったらこうしてくださいとかいろいろ対処の仕方が書いてあるものもございます。防災危機管理課のほうは御存じだと思うんですけど、こういうふうなのを今すぐ配って危険をおおるのもいかがかなとは思いますが、ちょっと今、台湾情勢も含めかなりきな臭くなってきておりますので、こういうのも視点として持っておいていただいて、もしもこれ危ないなという事態になったときには速やかに動いていただける。本来は、これ、政府がもうちょっとちゃんとやらないといけないことなんです。経済政策とかやりながら戦争に加担しているという認識すらないみたいなので、本当に情けないなと、大丈夫かなこの国の外交はと思ってるんですけど。本当は、国に呼びかけていただいてもいいんで、その辺

も含めてしっかりと周知していただくように努めていただければと思います。

さっきちょっと質問で触れさせていただいたスイス政府が東西冷戦期に出した民間防衛という本なんですけど、これすごくて、皆様ぜひ読んでいただきたいんですけど、戦争が起こる過程で何が入るかというところから入って、メディアによるそういう洗脳行為とかスパイがこういう活動をしていくとか、情報がもうナショナリズムあおるためにずっと偏った情報になっていくとか、その辺から始まって、戦争に負けたとして、占領された後の、その後の失地回復、無駄死にはしちやいけないと。みんなが一気に立ち上がる体制ができるまではじっと耐えるんだとか、その辺まで含めて書いてあるんです。もう本当にすばらしいなと、本当に。もう10年以上前に最初に読んで、最近また買って読み直してみたいんですけど、誰かに貸してちょっと返ってこなくなったんでまた買い直したんですけど。再び読むと、また改めてすばらしいなと思いましたので、ぜひ皆様も読んでいただけたらいいんじゃないかなと思いますので、よろしく願いいたします。

どうでしょうか、3点目行ってもよろしいですか。

○議長（上田 和夫君） はい、どうぞ。

○8番（石田 卓成君） それでは、2点目終わって、3点目に移らせていただきます。

3点目は、空き家バンクにおける住民からの直接受付について伺わせていただきます。

先般行われた意見交換会において、実施した3地区のうち2地区において空き家の対策を強化してほしいとの声が上がりました。全国版空き家・空き地バンクに防府市も登録して取り組んでいる旨を答えましたが、市の担当課が住民からの直接の登録申請を受け付けてくれず時間がかかってしまったり、動画での発信ができておらず魅力が発信できていなかったり、高価格帯の物件が多く魅力が感じられないために利活用が進まないのではないかと御指摘をいただきました。これまでも同様の相談を受けたことがあり、以前にも同じことを要望したのですが、今のところ改善されておりません。

それで、1つ目に、県内で防府市と同じように、空き家バンクに登録をする際に不動産業者を介しての登録を要件としている市がほかにありますか。

2つ目に、価格にこだわりはないので何としてでもすぐに処分したいという相談も多いのですが、今後は住民から要望があった場合に限ってでもよいので、空き家バンクへの登録を直接受け付けてもらえませんか。

3つ目に、空き家になってしまった際の情報を素早く入手したりマッチングを促すために、各地域別に空き家コーディネーターを公募し、配置されてはいかがでしょうか。

以上、3点について伺わせていただきます。よろしく願いいたします。

○議長（上田 和夫君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。土木都市建設部長。

○土木都市建設部長（石光 徹君） 石田議員の空き家バンクにおける住民からの直接受付についての3点の御質問にお答えします。

空き家バンクは、市が主体となって運営しているもので、空き家の売却または賃貸を希望する所有者が登録し、空き家バンクを介して情報を提供するサービスです。本市では、国土交通省が公募により選定した業者が構築・運営している全国版空き家・空き地バンクを活用して空き家の情報を提供しております。

この空き家バンクには、所在地、価格、空き家敷地の面積、間取り、水道、ガス、最寄りのバス停、災害のリスクなど、不動産を取引する際に必要となる情報を掲載することとなっておりますので、必要な情報を持って登録の申請を受け付けております。

また、購入希望者が掲載されている物件の詳細確認や現地確認、契約等の際には、所有者と調整・交渉する必要があります。

まず、1点目の県内で防府市と同じように住民が空き家バンクに登録する際に不動産業者を介しての登録を要件としている市はあるかについてです。

県内の状況を見ますと、下松市を除き空き家バンク制度が設けられておりますが、いずれの市においても登録申請の際に不動産業者を介しても介さなくても受け付けられており、防府市のように不動産業者を介しているのを必須条件としてる市はありません。

こうした中、他市の状況、実態を伺っておりますが、不動産業者を介さない場合には登録を希望する所有者等の立会いによる建物内部の確認や図面作成など登録までに1か月程度の時間を要していること、また購入希望者が所有者個人の連絡先や物件の詳細情報を聞くためにはあらかじめ利用者登録が必要となっており、契約に当たっては市は関与せず不動産業者の仲介を推奨されていると聞いております。不動産業者を介した場合にはスムーズな登録が可能であり、早いものでは3日程度となっており、スピード感を持った手続をすることができます。

本市としましては、何よりも安全・安心な取引のため、引き続き現在の制度を継続したいと考えております。

次に、2点目の住民から要望があった場合に直接、登録を受け付けてもらえないかについてです。

先ほど申しましたとおり、行政が行うものにはトラブル防止が必要であり、空き家バンクの登録については売買手続のことを考えると現行のものがよいかと考えております。

次に、3点目の空き家になってしまった際の情報を素早く入手したりマッチングを促すために各地域に空き家コーディネーターを公募し配置してはいかがかについてです。

議員お示しの空き家コーディネーターの配置については、空き家の活用をするための施

策の一つではありますが、宅地建物取引業法などに抵触しないかという問題などがあることから慎重に取り扱いたいと考えます。

本市としましては、より効果的に空き家の売却や活用ができるよう施策のほうを検討してまいります。

以上、御答弁申し上げます。

○議長（上田 和夫君） 8番、石田議員。

○8番（石田 卓成君） 御答弁ありがとうございます。

直接の受付というのがなかなか、前も言うて今回もちょっと難しいということなんですけど、トラブル防止とかいろいろあると思う。確かに不動産会社通してきてくださいと言うたほうがそりゃより安全だろうとは思いますが。私も思います。

ただ、あんまり本気で取り組んでもらえないような物件とか、実際すごい安い価格のものにそれだけ時間を割いてやってくれるかとかいう問題もあったりするんじゃないかと、現場でいろいろお話伺うには、そういうふうなものもございまして。

全部が全部そうしてくださいと言うてるわけじゃなくて、他市のように、直接、これどうしてもというときには、例えば自治会長さんとかが言ってこられたり、不動産会社に言ってもちょっとあんまりその気になってもらえないんだとか、そういったときには受けてもらって、宅建協会のほうにそちらから言っていただくとか、間つないでいただくとか、そういうふうなんがあってもいいのかなと思っておりますので、また結構住民の方から直接できるようにしてくれと、いろんなところからずっとプレッシャー受けてますんで、ぜひ考えていただければうれしく思います。

3番目のコーディネーターも宅建業法確かに絡むんじゃないかなと思うところもあります。ただ、やっぱりいち早く市のほうでその利活用とか含めて考えれば、情報をキャッチするということが一番大事になってくるんだらうと思うんです。現場の自治会長さんなんかは、例えばおひとり暮らしの方がお亡くなりになられたときなどは、それとか民生委員さん、詳しいんで、その情報をとりあえず上げる、市のほうにお伝えするだけでも、こことりあえず今空き家になりましたと、あと誰も住む予定がないみたいですと、このようなことをお伝えできるだけでも市としてできることがかなり増えるんじゃないかと思うんです。

先般、U J I ターンの利活用との関係で空き家をもっと使えないのかというようなことも所管事務調査でやらせていただいたんですけど、いろんな部署が連携してその辺ができるようになれば、もっともっと利活用が進むかなと。これ、閉めたまんま放置しておくとしてもシロアリにやられてもう手放したいなというときには、そういう相談受けたとき

には、見に行ったらもう床が抜けそうとかそういうもう使えないような状態になって声がかかることが多いので、なるべく早い段階で情報を入れる仕組みというのをつくっていただけるとうれしく思います。

それと、先ほど山田議員さんも最初の質問で言われたように、山田議員さんは家財等、家具とかその辺の引き取りのをおっしゃられてましたけど、私ももう崩れてしまった瓦礫状態になっている空き家が、倒壊してしまったものがそのまま放置してあるという問題が結構地域であるところもあります。これ、なかなか行政も財産権が及んでしまうので手が出しにくいという問題で、ゴキブリの巣になってしまったりとか、やっぱり隣の家の人なんか本当たまらないだろうなと、手が出せずに申し訳ないなと、思っているところです。

自治会によっても温度差あると思うんですけど、持ち主さんがこれ片付けていいよと言われるような場合、承諾を得られる場合、クリーンセンターのトラックとか出してもらったりとかその引き受け、自治会がみんなで協力して、御本人さんも同意された上で片付けてあげるといふようなときは、そういうふうな仕組みというのができるのと、地域としても住みよい環境というののできてくると思うし、共同体意識の向上にもつながると思うし、ぜひそれも含めて、さっきの家財とかだけじゃなく、運搬のほうは今度は産廃の許可が要るんじゃないかといういろいろあると思うんですけど、クリーンセンターの職員さんとかが乗ってもらえば悪くはないのかなとか個人的には思うわけで、その辺も含めてしっかりと考えていただければうれしく思いますので、よろしく願いいたします。よろしいですか。

今回ちょっと3点、ちょうど12時になりました。もうすぐ終わりますので。3点ほど言わせていただきました。ちょっと2点目で言い忘れたことがあって、感想だけなんで、御質問はもうないですけど。

今、本当にテロ攻撃とかそういうふうな心配してるんですけど、国土を外国資本が買うというのがものすごい増えてます。防府市はそこまでまだ問題になってないけど、美和町、上海電力メガソーラー買われたり、米軍基地の真上です。あと、柳井でも同じような広大な土地が、山が買われてます。本当に生活インフラの基盤である電力、これを外資に委ねることは本当にいいのかなと、こういった一步一步を本当はみんなが力を合わせて止めていくことがそういうふうな戦争みたいな事態に入るのを抑止することにもつながってくるんじゃないかと思っておりますので、こちらの面でもまた頑張っていきたいと思っております。

今日は、3点ほど質問させていただきましたけど、有機農業推進計画の作成も含め、今後とも引き続きよろしく願いいたします。ありがとうございました。

○議長（上田 和夫君） 以上で、8番、石田議員の質問を終わります。

ここで、昼食のため午後1時まで休憩といたします。

正午

休憩

午後 1 時

開議

○副議長（藤村こずえ君） それでは、休憩を閉じて会議を再開いたします。

議長が所用のため、副議長の私が代わって議事の進行をさせていただきます。

午前中に引き続きまして一般質問を続行いたします。

次は、18番、青木議員。

〔18番 青木 明夫君 登壇〕

○18番（青木 明夫君） 会派「自由民主党」の青木明夫でございます。マスク取らせていただきます。通告に従いまして質問をさせていただきます。御答弁をよろしく願いいたします。

さきの6月議会では、山田議員から公民館の活用についての御質問がありました。生涯学習の場、社会教育の場を提供する公民館、災害時の受入体制を考慮しますと、トイレやシャワールーム、バリアフリー対策も考えるべきではとの質問内容でございました。大変参考になりました。重なる部分もございますが、今回改めて質問をさせていただきます。

現在、防府市内各地の公民館は、地域住民の拠点施設として地域住民の教養の向上、健康の増進、生活文化の振興、社会福祉の増進などに寄与する施設の機能を果たしていると思っております。今後、老朽化等に対応して建替えを行う場合は、地域コミュニティの拠点施設としての位置づけをより一層強く持たせ、誰にでも開かれた地域づくり、地域が一体となった計画的で自主的、主体的な地域づくり、連帯意識を持った団体間の横の連携の取れた地域づくりを目指すものとして、それに加えて地域住民の安全・安心を支える拠点施設として防災機能の強化、防災備蓄の確保、災害時の指定緊急避難所、耐震性・耐久性に優れた施設にすることが必要と考えます。

近隣他市の公民館の実情も知りたいとの思いで、周南市遠石市民センター及び山口市宮野地域交流センターの2か所を訪問いたしました。華浦公民館長そして山口市在住の県議会議員の御紹介でお伺いをいたしました。両センターとも大変丁寧な対応をしていただきました。

ここで、両センターの施設概要、事業等を紹介させていただきます。

まずは、周南市の市民センターの考え方です。

周南市市民センター条例の制定により、地域の特性に応じた主体的かつ総合的な地域づくりを推進するとともに、一人ひとりの主体的な学びとしての生涯学習を推進することにより、活力ある持続可能な地域社会の実現を図るとされています。そのため、各地域の市

民センターは次に掲げる事業を行われています。1、地域づくりの支援に関する事業、2、生涯学習の推進に関する事業、3、各種団体、組織及び機関等の連携に関する事業、4、前3号に掲げるもののほかセンターの設置の目的を達成するために必要な事業。周南市には、一部センターを除いて31地域の公民館が全て市民センターの名称に変更されています。

では、周南市市民センターについてです。

愛称は万葉プラザ、鉄骨造り平屋建て、710平米、敷地面積3,057平米、駐車台数30台、利用時間は午前8時半から午後10時、部屋は大会議室、中会議室、小会議室、和室、調理室、団体活動室、図書談話コーナー、授乳室、シャワー室2室等が設置してあります。防災倉庫も設置されております。総事業費は5億2,000万円とお聞きしております。用地買収費も含んでの話だそうでございます。総務省の補助を受けておられます。令和3年2月1日に開館されました。

続いて、周南市遠石市民センターの運営状況について聞き取りを御紹介いたします。

運営形態は地域参画型で、正職員は不在、中央7館、31地域全て同じだそうです。出張所機能はありません。自主的なサークル活動の拠点となっています。市が主催する市民教養講座等の講座はないとのことでございます。遠石コミュニティ推進協議会が施設を管理しておられます。飲食ができます。玄関鍵は時間内に貸し出すため管理人が不要とのことでございます。職員体制は、非正規職員4名です。その中で、センター長は会計年度任用職員で週2.5日勤務、公募で年度ごとに更新されるそうです。ただし、3年間は勤務可能とのこと。今のセンター長は、元遠石地区連合会会長とのことでした。そのほか、主事1名、パート2名の職員がおられます。使用は、周南市市民活動支援センター登録団体ならこの市民センターも無料で利用できるそうです。団体利用が原則ですが、営業や法事などで使用する場合は有料となるそうです。利用者数は、年間3万5,000人から4万人、ちなみに華浦公民館は年間約1万人でございます。使用形態は、自治会等地域の人は無料で使用できます。

そのほか、利用しやすいと感じた点は、館内での飲食が可能なこと、子どもたちの宿題会もできること、自主的なサークル活動の拠点となっていること、大会議室にはダンス用鏡が設置してあります。子ども食堂を開催していること、そして調理室と屋外が一体化できる設計にしてあること、図書談話スペースは子どもの遊び場にもなること、サークル用に陶芸窯が配置されていること、マンホールトイレ1台が駐車場内に設置できること、平屋ではありますが、誠によく工夫されている印象を受けました。

次に、山口市宮野地域交流センターについて紹介させていただきます。

まずは、山口市の地域交流センターの考え方です。

平成21年4月1日から山口市協働のまちづくり条例が施行され、これまで生涯学習や社会教育を中心に活動してきた市内24か所の市立公民館を地域住民の自主的な学びや地域づくりの拠点となる地域交流センターとし、より幅広い活動を支援されています。地域交流センターは、生涯活動、社会教育活動の拠点としてだけでなく、自治会をはじめとする地域コミュニティやNPO、ボランティア等の市民活動団体の活動拠点として活用でき、様々な交流を生み出す地域の総合的な活動、交流拠点となっております。行政窓口のある地域交流センターは21館あるそうです。市内の公民館が全て地域交流センターの名称に変更されております。

では、山口市宮野地域交流センターについてです。

山口市宮野地域交流センターは、鉄筋コンクリート造りで2階建て、駐車台数42台です。利用時間は午前8時半から午後10時まで、職員体制5名、総事業費は8億5,000万円、平成28年8月竣工、宮野小学校に隣接した場所にあります。駐車場面積3,363平米、延床面積1,375平米。1階は大会議室84席、ダンス用の鏡が設置されております。図書室、昼コーナーも設置、調理室、和室15畳、そこでは毎週土曜日、子ども食堂を開催されています。エントランスホール、談話室、消防車庫、消防車1台常駐、防災拠点機能、シャワー室、授乳室、団体事務室、センター事務室がございませう。2階は研修室1号36席、研修室2号24席、多目的室1号30席、多目的2号18席、地域交流室、シャワー室があります。

宮野地区は人口約1万2,000人と聞いております。山口市宮野地区地域交流センターの事業としては、地域づくりの支援に関する事業、社会教育及び生涯学習に関する市が主催する事業を実施されています。宮野地域づくり協議会が地域の活動を指導しておられます。自治会を中心として様々な地域の団体が連携し、地域の課題解決や地域の取りまとめ、地域の特性や資源を生かした地域づくりに取り組む主体が地域づくり協議会だそうでございます。宮野地区では、平成21年に宮野地区地域づくり協議会が設立され、13年目になるということでございます。第3期地域づくり計画を令和元年に策定し、地域課題を見直しました。安心して住みやすい安全な宮野づくりを目指して各種事業に取り組まれています。

活動計画としては、地域づくり協議会が活動するに当たっては地域のよさや課題を把握した上で将来どのような地域を目指すのか、そのためにはどのような取組をするのかといった内容の活動計画を立て、それに基づき活動をすることが有益です。このようなことから、活動の指針となるのが地域づくり計画だそうでございます。宮野地域でも設立と同時

に5年間、平成21年から平成25年の宮野地区地域づくり計画が策定され、現在は令和元年から令和5年の宮野地区第3期地域づくり計画を策定しておられます。

活動としては、農村型、都市型の混在地区となっている宮野地区は住民のニーズも多様化していることから、宮野の地域づくりの両輪の一つである山口県立大学との連携を図り、子どもから高齢者まで幅広く参加できる事業を企画しておられます。

地域づくり協議会が地域づくり計画に基づいた活動を円滑に行うためには活動費が必要になります。そこで、山口市では地域づくり計画に基づき実施される地域の問題を解決するための活動や組織運営を担う事務経費などに対して、地域づくり交付金を地域づくり協議会に交付し、それぞれの協議会で有効に活用されているとのことでした。

以上、周南市遠石市民センター及び山口市宮野地域交流センターの2か所を訪問させていただいた際にお聞きした運営状況等を報告させていただきました。

そこで、自治会をはじめとする地域コミュニティやボランティア等の市民活動団体の活動拠点として活用でき、様々な交流を生み出す地域の総合的な活動・交流拠点施設となる山口市の地域交流センターまたは周南市の市民センターのような施設が必要になると考えます。

地域コミュニティセンターのような機能について、防府市の公民館の在り方等を併せて、市のお考えをお聞かせください。よろしく願いいたします。

○副議長（藤村こずえ君） 18番、青木議員の質問に対する答弁を求めます。市長。

〔市長 池田 豊君 登壇〕

○市長（池田 豊君） 青木議員の地域コミュニティセンターについての御質問にお答えいたします。

青木議員の地元であります華浦地域におきましては、自治会、自主防災組織、社会福祉協議会、老人クラブなどによるコミュニティ活動が公民館において盛んに行われているところでございます。

私は、明るく豊かで健やかな防府のまちづくりのためには、各地域において地域が主体的な活動を実践することが大切であり、華浦地域に限らず地域のコミュニティ活動拠点でもある公民館の機能はとても重要であると考えております。

現在、令和6年度の供用開始に向けまして市役所新庁舎の建設が進んでおります。こうした中、デジタル化による新庁舎の行政機能が高度化する中、公民館におけるコミュニティ活動の拠点としての役割はさらに大きくなっていくものと考えております。こうした中で、地域コミュニティセンターの設置についての御質問でございます。

公民館には、生涯学習のみならず自治会などによる地域のまちづくり、交流活動等、い

いわゆる地域コミュニティ活動の拠点としての役割があります。災害時や高齢化社会における見守りなどの助け合いなど、地域社会の人々による助け合いの必要性が増している時代に、地域におけるこうした地域コミュニティ活動の拠点施設は、地域が一体となった自主的・主体的な地域づくり、連帯意識を持った団体間の横の連携の取れた地域づくりを目指す上でこれまで以上に大切になってまいります。

議員から御紹介のありました周南市や山口市のこの拠点施設の活用事例のように、地域によって地域の課題解決、地域の取りまとめ、地域の特性を生かした地域づくりや地域住民の自主的な学びなど様々でございます。

私は、6月議会におきまして公民館については全て存続させると述べさせていただいたところでございます。存続するという考えの下、公民館がより一層地域活動の活性化や地域住民の連帯感醸成等につながる拠点施設になるよう、地域ごとに地域の皆様の御意見を伺い、公民館の在り方を定め、必要があれば施設の修繕・改修・改築等を検討していくこととしております。

こうした方針の下、既に防災上の観点から今年竣工いたしました小野公民館につきましては、地域の皆様の御意見をお伺いし、建替え等に取り組み、また牟礼公民館につきましても現在同様に進めているところでございます。

今後、議員の地元である華浦公民館をはじめその他の公民館についても、地域の皆様とその在り方も検討し、地域コミュニティ活動の拠点ともなるよう施設の老朽化や立地条件、道路環境など地域の実情を総合的に勘案しながら必要な修繕・改修・改築等を検討していくこととしております。

私は、この防府市においてこれまで公民館が統廃合されず市内に15もの公民館があることを最大の強みとして、公民館がお示しの地域コミュニティ活動の拠点ともなるようしっかりと取り組んでまいります。

以上、御答弁申し上げます。よろしくお願いたします。

○副議長（藤村こずえ君） 18番、青木議員。

○18番（青木 明夫君） どうも御答弁ありがとうございました。

私は、施設の機能と申しますか、生涯学習、地域コミュニティ、市民活動等について新しいコミュニティセンター等の施設が持つべき機能としては、生涯学習機能、地域コミュニティの拠点機能、市民活動への支援機能などが必要と考えております。施設の運用形態は、市直営または地域の人材登用等について新しいコミュニティセンター等を運営するには、市職員のほかに地域の人材を雇用していただきたいとも考えております。施設を利用する対象として、地域住民、市民活動団体等について、地域住民はもとよりボランティア

等の市民活動団体も利用対象者とするのがよいと考えております。

周南市は、31地域のうち中央7館の市民センターについては地域住民の運営となっております。山口市は、全ての地域交流センターは市と地域団体で運営されています。

私の居住する華浦地域の華浦公民館は、周辺に狭隘道路が多く駐車場も手狭であることから、マイクロバスや緊急車両が入れない現状でございます。

地域防災の拠点として、新しい施設は災害発生時に地元の地域住民が安全に安心して避難できるとともに、幅広い世代の地域住民が来館しやすく分かりやすい華浦地域の中心に近い位置にあることが求められております。このような華浦公民館の現状を踏まえて、華浦公民館の移設に関する要望書を華浦地域として市長及び議長宛てに令和3年4月23日付で提出させていただいております。

地域コミュニティセンターなど将来のコミュニティセンター等の建設に向けて、地域住民の方々の御意見、各種団体の皆様の御意見を聞かせていただき、地域コミュニティをキーワードとした地域コミュニティセンターの在り方についてぜひ防府モデルを近い将来実現させていただけることを要望させていただきまして、私の質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○副議長（藤村こずえ君） 以上で、18番、青木議員の質問を終わります。

○副議長（藤村こずえ君） 次は、9番、牛見議員。

〔9番 牛見 航君 登壇〕

○9番（牛見 航君） 台風も思っていたような被害もなく無事に過ぎ去りまして、本日を迎えました。お食事も終わった午後、皆様、いかがお過ごしでしょうか。ちょっと目がとろんとされていらっしゃる方も後ろの席にも多いように感じますが、しっかりと質問していきたいと思えます。「自由民主党」の牛見航でございます。それでは、通告に従いまして一般質問させていただきます。早速入らせていただきます。

まず、1点目、国民保護法は、正式には武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律といい、国民保護法は平成15年の有事三法の成立を受けて検討が進められ、平成16年9月に施行された武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律で、日本が武力攻撃を受けたときや大規模テロにさらされたとき、国民の生命、財産を守る方法を定めた法律で、避難、救援、武力攻撃に伴う被害の最小化を3つ柱として、国・都道府県・市町村や指定公共機関等の役割を規定しています。

まずは、避難に関して、武力攻撃事態が迫った場合、国は国民に警報の発令、避難措置の実施等を都道府県知事に指示します。都道府県知事は、警報の通知や住民の避難指示を

出し、市町村長は防災行政無線等で住民に避難指示を伝達するとともに、消防等を指揮して住民の避難誘導を行う。

次に、救援、国は避難後の住民生活を救援するため、都道府県知事に指示を出す。都道府県知事や市町村長は、日本赤十字社などの協力を得ながら収容施設の設置や食品・飲料水の提供、生活必需品や医療の提供など必要な救援措置を実施する。また、市町村は住民の安否情報を収集整理し、都道府県等に報告、提供するとございます。

最後に、武力攻撃に伴う被害の最小化について、原子力発電所、高圧ガスなど危険物取扱所などについては、国が地方公共団体と協力して施設の安全確保、警戒区域を設定して立入制限や退去命令、消火活動など必要な措置を行う。

以上の役割を規定しているものであります。

そんな中で、国民保護法で求められる市町村の役割として、市町村は地域住民に一番近い自治体として、住民の避難誘導、安否確認など様々な場面で大いに期待されております。特に、実際の避難、救援などの場面を想定すれば、高齢者や障害者等に対する配慮、大都市や山間部などの地域特性に配慮することが必要であり、そうした細やかな検討を進め実行するには市町村の役割が必要不可欠であります。通常の防災対策で整備が進められてきた市町村防災行政無線や地域公共ネットワークなど既存のインフラを生かし、これらが有事にも機能するよう一層の整備が必要とされております。

平素の取組として、国民保護計画の作成、国民保護協議会の設置、研修及び訓練の実施、消防団、自主防災組織の育成支援、事態が生じたときには警報の伝達、避難の指示、警戒区域の設定などの応急措置、都道府県との役割分担に基づく救援など、安否情報の収集、報告等、以上のことが重要とされておりますが、本市におけるこれまでの取組を伺います。

○副議長（藤村こずえ君） 9番、牛見議員の質問に対する答弁を求めます。総務部長。

○総務部長（能野英人君） 牛見議員の武力攻撃、大規模テロにさらされた際の国民保護法と市町村の役割についての御質問にお答えします。

議員御案内のとおり、平成16年に国民保護法が施行され、我が国に対する外部からの武力攻撃の際に国民の生命や財産を保護するために必要な措置や国及び地方自治体の責務について規定されています。

この法律に基づき、県では平成18年に山口県国民保護計画、本市では、県の計画を踏まえ平成19年に防府市国民保護計画を作成し、対策本部の設置や関係機関との連携をはじめ、避難の指示や誘導など市民の皆様を守るために必要な措置について定めております。

実際に武力攻撃等に対処する必要がある場合には、まず国から県に対して県の国民保

護対策本部の設置指示が出され、県を通じて市に対して市の国民保護対策本部の設置指示が出されます。その後、例えば弾道ミサイルが発射された場合は、全国瞬時警報システム、いわゆるJアラートにより国から情報が伝達されますので、これを防災行政無線や防災ラジオ、市の防災メールにより市民の皆様へ周知いたします。

また、避難が必要となった場合は県から避難の指示が伝達されますので、市は対象地域の市民の皆様へ避難の指示を伝達し、消防や警察等の関係機関と連携し、避難誘導を行います。平成29年には、国の主導で山口県及び阿武町による弾道ミサイルを想定した住民避難訓練が実施されております。

このように、武力攻撃等への対処は国が中心となって進められるものでございますが、議員御案内のとおり常日頃から実施しております自然災害に対する情報伝達訓練や避難訓練、消防団・自主防災組織の活動などは国民保護においても有効に機能するものでございますので、今後も市民の皆様への命を守るため、迅速な避難行動につながるようしっかりと取組を進めてまいります。

以上、御答弁申し上げます。

○副議長（藤村こずえ君） 9番、牛見議員。

○9番（牛見航君） 御答弁ありがとうございます。

自然災害に対する情報伝達訓練ということで、避難訓練、消防団・自主防災組織の活動などということでしたが、今回の国民保護法に関わる部分においては残念ながらまだまだ十分ではなかったのではないかなと考えます。

消防庁の見解では、ミサイルの想定というのは北朝鮮のみであったということの発表がございました。中国やロシアといった軍事的にも大きな脅威となる国に対しての対応が急がれるわけでありますが、米朝会談で一時ストップしていたミサイルに対する防災訓練も全国的に再開するという発表も行われたばかりです。しかし、それも地方自治体の責務について想定されることから、防府市としても訓練や計画を周知していかなければならないと思われまます。

最後に、一つ要望でございますが、現在、総務省としてもこの問題を取り上げる中でも重要な課題は、周知であるという見解を示されておる中で、総務省が掲げているような構造的に頑丈な建物の周知、これ公開されていますが、そういったことを先ほどお示しいただいた自然災害に対する情報伝達訓練や避難訓練、消防団・自主防災組織の活動や自治会などの回覧板なども活用することなどの周知を広めていくよう要望したいと思います。この点、お答えがあればいただければと思います。

○副議長（藤村こずえ君） 総務部長。

○総務部長（能野 英人君） 周知でございます。市町村は、住民に一番身近な立場ということでその役割が規定されております。避難誘導ということで、市民の命を守る最前線での取組になってまいります。そのため、その市民に周知することが特に大切になってまいりますので、防府市としても国のこれからの動きも注視しながら、現在も国・県のほうで準備されていらっしゃる国民保護のパンフレット、そういった情報もしっかり周知しながら、また今ホームページ等でも見られますけど、防府市内でも地下道でこういうところがございますとか、堅牢な建物こういうのがございますというのもしっかり周知しながら、これからも取組のほう進めてまいりたいと思います。

○副議長（藤村こずえ君） 9番、牛見議員。

○9番（牛見 航君） ありがとうございます。防災、防犯に係る取組というのは、実際に使わなければ一番いいことではありますけども、想定しておくのとしておかないのというのはやっぱり大きな差があると思います。もし、仮に何か大きな事態が起きたときに、地域の中で私たちがどこに逃げなきゃいけないのか、頭にあるかないかだけでも大きく変わってくると思いますので、そういったところも含めて今おっしゃっていただいたとおりの周知に対してしっかりと取り組んでいただければと思います。

それでは、次の質問にそのまま入らせていただきたいと思います。

続きまして、自治体DX、デジタル推進がもたらす交通弱者対策について伺います。

1、赤字路線に係るバス運行などの現状の補助費用と今後の見通しについて伺います。

2つ、高齢ドライバーの免許返納に伴い顕在化している交通弱者の対策について伺います。

3つ目に、デジタル推進がもたらす公共交通が抱える問題の解消について、現状の調査状況について、以上御答弁をお願いいたします。

○副議長（藤村こずえ君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。市長。

〔市長 池田 豊君 登壇〕

○市長（池田 豊君） 牛見議員の自治体DXがもたらす交通弱者対策についての3点の御質問にお答えいたします。

私は、地域公共交通は市民の豊かな暮らしの実現に不可欠なものと考えており、その実現のため、デジタル技術を活用した交通弱者対策は有効な取組の一つと考えております。

まず、議員お尋ねの1点目の赤字路線に係るバス運行の補助費用と今後の見通しについてでございます。

新型コロナウイルス感染症の影響によりバス事業者の経営が厳しくなる中、赤字によるバス路線が廃止されないよう、市内バス路線のネットワークを維持するため、令和3年度

からは全てのバス路線を補助対象路線としております。令和3年度のバス路線全体での市の補助金額は、約7,900万円となっております。

今後の見通しにつきましては、なかなか見通しは難しゅうございますけれども、燃料価格の高騰、利用者の減少等からこのままでは増加傾向が続くものと考えております。このため、市といたしましては利用者の増加対策に積極的に取り組んでいくこととしております。

次に、2点目の交通弱者への対策についてでございます。

防府市では、防府市地域公共交通網形成計画に基づきまして、運転免許証を持たれていない高齢者の方等への高齢者等バス・タクシー運賃助成券の交付——今年度の予算でいきますと約4,300万円となっております。また、障害者などの方への福祉タクシー利用券の交付——今年度予算でいえば約2,300万円によりまして、交通弱者の方の外出、移動を支援しております。

さらに、切畑地域や玉祖地域におきましては、デマンドタクシーの運行をしております。

このような中で、現在の防府市地域公共交通網形成計画に続く新たな防府市地域公共交通計画の令和5年度末の策定に向けて今現在作業に取り組んでいるところでございます。

この計画では、交通弱者対策といたしまして、医療機関、福祉施設等が所有する送迎バスなど地域の多様な輸送資源も総動員した福祉の視点も取り入れた取組を盛り込んだ計画として現在策定をしているところでございます。

次に、3点目のデジタル推進がもたらす公共交通の現状についてでございます。

市内で運行されている交通事業者においてもデジタル化が進んでおります。バス事業者につきましては、バスロケーションシステムが既に導入されており、また交通系ICカードについても、中国JRバスは令和2年度に、防長バスは令和5年度末には導入されることとなっております。

なお、防府市ではバス事業者の行うこのような取組に経費の一部を助成してるところでございます。

さらに、JR西日本におかれましては、来年3月に交通系ICカードが導入されます。また、これに併せタクシーにつきましても交通系ICカードの導入を促進することとし、今回の9月補正予算に必要な経費を計上させていただいているところでございます。

防府市におきましても、公共交通のデジタル化が進んできており、利用者の利便性の向上につながっているものと考えております。

以上、御答弁申し上げます。よろしくお願いいたします。

○副議長（藤村こずえ君） 9番、牛見議員。

○ 9 番（牛見 航君） 市長、御答弁ありがとうございます。

一つ挙げますと、交通弱者対策として、福祉の視点も取り入れた取組を盛り込んでいく、そのようにおっしゃっていただきました。

先日も、小野地域の中で公共交通の会議がございまして、こういった視点もやっていけないといけない、なおかつ、既に助成いただいておりますそういったバス、公共交通と地域としても新たな取組として、地域の中でも解決できるような取組というのにも必要じゃないかというところもお話が出たところでもあります。

お話にも出ました令和 3 年度高齢者等バス・タクシー運賃助成金の状況について、執行部より資料を頂いております。こちら、申請者数が 6, 4 5 0 人という、これが多いか少ないかまだ議論の余地はあるかと思いますが、それに関しての助成券の利用率、そういったデータも頂いております。利用率に関しては、1 0 % 以上から 2 0 % 未満までで 4 0 % を占めております。4 0 % 以上から 5 0 % 未満、利用率に関して半分使っていない人が 5 7 % を超えており、申請者 6, 4 5 2 人に対して 4, 0 0 0 人近い方が半分以上使っていない、残してしまっているというようなデータもあります。

これらから、分析して仮説を立ててみますと、このサービスに対してタクシーの補助金やバスのエリアへの不便さなど、現在のサービスに対して 6 0 % の方がまだ改善の余地があるとか、不便と感じていらっしゃる可能性が高い。そもそも申請されていない方を含めるとさらに潜在的には大きく膨れ上がることが予想されるのではないかなと考えます。そういったところからも交通弱者対策というのは非常にこれから大きな課題でもあり重要であると考えられるわけでもあります。

そんな中、国土交通省は関係府省庁とも連携しつつ、日本版 M a a S の全国的な普及に取り組んでいるところでもあります。

M a a S について御紹介しますと、M a a S とは地域住民は旅行者一人ひとりのトリップ単位での移動ニーズに対応して、複数の公共交通やそれ以外の移動サービスを最適に組み合わせて検索、予約、決済等を一括で行うサービスであります。観光や医療等の目的地における交通以外のサービスとの連携により、移動の利便性向上や地域の課題解決にも資する重要な手段となるもの。また、その M a a S の実証実験への支援を拡充することを決めており、M a a S に不可欠な交通事業者のキャッシュレス化や、先ほどもお示しがありました交通情報のデータ化などについても財政面、ノウハウ面で支援していくことが約束されております。

こんな M a a S を進めるに当たり、交通弱者対策だけでなく、多くの地域が抱える課題の解決も期待されています。新しい生活様式への対応、3 密の回避など、地域や観光地に

における移動の利便性の向上、既存公共交通の有効活用、外出機会の創出と地域活性化、またスーパーシティ、スマートシティの実現などでございます。

これらを進めるに当たって必要なのが、地域のIT環境の整備、いわゆるICTインフラの整備であります。2022年3月29日に総務省はデジタル田園都市国家インフラ整備計画の公表をされました。総務省は、デジタル田園都市国家構想の実現のために光ファイバー、5G、データセンター、海底ケーブル等のデジタル基盤の整備が不可欠であることを踏まえ、これらの整備に向けて一体的かつ効果的な対策を推進するICTインフラ地域展開マスタープランを策定し、これまで二度の改訂を行ってきました。2020年7月のICTインフラ地域展開マスタープラン2.0、同年12月のICTインフラ地域展開マスタープラン3.0などの策定になります。

本計画は、政府が掲げるデジタル田園都市国家構想の実現のためには、こういった光ファイバー、5G、データセンター、海底ケーブル等のデジタル基盤の整備が不可欠であることを踏まえ、ICTインフラ地域展開マスタープランに続くものとしてこれらのデジタル基盤の整備に向けて総務省が一体的かつ効果的な対策を促進するために策定しております。

先ほど聞き取りのときにもいろいろお話をいただきましたが、令和5年末に向けて新たな公共交通の計画を策定されると伺っております。これらの計画の策定に向けて、るる御説明、御紹介いたしました。交通弱者対策においても多くの課題を解決できるであろう必要不可欠なDX推進についてしっかりとアンテナを広げ調査を行っていただきたいと考えますが、この点についていかがお考えでしょうか。

○副議長（藤村こずえ君） 地域交流部長。

○地域交流部長（杉江 純一君） 新たな計画を立てる中で、現在策定を進めておりますけれども、その中でデジタル化についても検討のほうを進めてまいりたいと思っております。

○副議長（藤村こずえ君） 9番、牛見議員。

○9番（牛見 航君） ありがとうございます。

今回の質問以外でも、今までにDX推進についても様々な質問や要望させていただきました。事細かに、それぞれ今回のような交通弱者という観点から見ても、それぞれの課題解決に対して大枠を担っているのがそのインフラ整備であるデジタル推進、環境の整備、ICTインフラ整備であると考えますので、様々な課題解決の際にぜひ今回の部署以外のところでも幅広く注力していただいて、その調査検討を進めていただきたいと考えます。

そのまま次の質問に、最後の質問に入らせていただきたいと思っております。

最後に、方言教育について御質問をさせていただきます。

2010年ぐらいをめぐりに教育界で方言教育を見直す動きが盛んになったと言われております。方言地図や方言かるたなどを授業や学校生活に取り入れている学校も多く、地域によっては憲法の前文を各地の方言に訳す取組も広がりを見せているそうです。

方言は言うまでもなく地域に根ざした独自の言葉であり、このような取組は方言を学ぶことによって郷土の文化や風習に触れてほしいという思いから学校が主体となって行っている場合が多いようです。

教育における方言ということで、もともと標準語というのは明治維新の際に日本が近代国家の仲間入りを果たすために方言を制限し、統一的な言葉でコミュニケーションが取れるようにつくられました。標準語という言葉が初めて公文書に登場したのは、1902年、明治35年。当時の文部省の委員会が標準語の選定を掲げ、翌年の小学校国定教科書制度の公布によって、用語の整理と統一が進められていったようです。

戦後の1947年には、方言やなまり、舌のもつれを直して標準語に近づけるという考え方が示され、さらに1958年の学習指導要領では、なまりのない正しい発音で話すことが求められるようになりました。これは、1998年の指導要領改訂まで続いたということで、まさに方言矯正の歴史と言えると思います。

これらの方言と標準語の教育、一転して2020年度から実施されている小学校の新指導要領では、方言は初めて国語科の身につけるべき能力、知識、技能の一つとされ、解説には方言と共通語についてそれぞれの特質とよさを知り、共通語を用いることが必要な場合を判断しながら話すことができるように指導することが大切であると記述されています。方言の矯正から方言と標準語の矯正へ教育方針がシフトしてきたようです。

方言から地域の伝統や文化、言葉の多様性を学び取ってほしいということのようではありますが、標準語が正式な言葉などと一義的に思い込むことなく言葉の多様性を学ぶことは、ほかの存在を認めて受け入れる多文化共生を学ぶことにもつながると考えます。

地域の言語には一体感や郷土愛などを育む以外にも、実は自然災害などから地域を守るためにも有意義であることも研究で分かっています。

方言ではございませんが、エスキモーを例に挙げると、日本人も多いほうではございますが、空から降ってくる雪。雪という言葉、粉雪、ぼたん雪、みぞれとか何かいろいろございますが、エスキモーは雪に関する言葉が20から30以上あると言われております。その雪を状態によって呼び分けることで、危険を回避するために災害などに対応していると研究で発表されております。

じゃあ、山口弁で災害に対応できるかについてはまだ勉強不足ではございますが、山口弁でいうと、例えば「せんない」という言葉があると思いますけど、これを標準語に当て

ると切ないのか何なのかということになるとと思いますが、何とも表現しづらい、どこにも当てはまらないような何か寂しい感じを受けます。

そういったことから方言というのは地域の伝統文化、そういった郷土愛の連帯感、仲間意識、郷土愛を育むものであると思います。

ちなみに、世界の言語は約6,000と言われております。その数は年々減っており、1年で30の言語が失われているそうです。2週間に1言語がなくなると聞くと、そのスピードには驚異、危機感も覚えます。こういった山口弁もいつかそういったことになるんじゃないかなというような危機感を感じるわけであります。こういったことにもいろんな観点から方言を残していくことは私は非常に重要であると考えます。

そこで、本市の方言教育の取組について、そして方言教育の必要性についてどのような見解か、以上2点をお伺いいたします。

○副議長（藤村こずえ君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。教育長。

〔教育長 江山 稔君 登壇〕

○教育長（江山 稔君） 牛見議員の方言教育についての2点の御質問にお答えします。

私は、言葉は人と人がつながるコミュニケーションにおいて重要な手段であり、この力を高めることは児童・生徒が他者と共同して社会を創造していくために欠かせないものであると考えております。

学習指導要領においては、言葉が持つよさや価値を認識するとともに、言語感覚を養い、国語の大切さを自覚し、国語を尊重してその能力の向上を図る態度を養うと示されており、学校教育全体を通して取り組んでいるところでございます。

まず、1点目の本市の方言教育の取組についてお答えします。

小学5年及び6年と中学1年では、国語科学習指導要領に基づき共通語と方言の学習をしております。小学5年及び6年では、共通語と方言の違いを理解し、それぞれの特質とよさを学習します。中学1年では共通語と方言の役割について理解し、言葉の多様性の面から学習を行い、方言を尊重する気持ちを持ちながら共通語と方言とを時と場合に応じて適切に使い分けられるよう指導しております。

2点目の方言教育の必要性についてどのような見解かについてお答えします。

教育委員会といたしましては、方言については豊かな言語感覚を養い、ふるさと防府を愛する子どもを育て、地域の一体感を育む上でも有益であると考えております。今後も引き続き現行の国語科学習指導要領に基づき指導するとともに、生活科や総合的な学習の時間での世代の異なる地域の方々との活動の中で方言に触れるなど、子どもたちの学びを豊かにしてまいりたいと考えております。

以上、御答弁申し上げます。

○副議長（藤村こずえ君） 9番、牛見議員。

○9番（牛見 航君） 御答弁ありがとうございます。

答弁の中で、小学5年生、6年生、そして中学1年生の中で授業を行っていると思いますが、この3年間の中で時間で言うとどれぐらいの時間、授業に当てられているか、分かれば教えていただければと思います。

○副議長（藤村こずえ君） 教育長。

○教育長（江山 稔君） 3時間程度でございます。

○副議長（藤村こずえ君） 9番、牛見議員。

○9番（牛見 航君） ありがとうございます。

答弁の中で、豊かな言語感覚、地域との一体感を育む上で有益であると思いましたが、3年間の指導の中で3時間程度というのはいささか寂しいものがあると私は感じております。

また、内容においては先ほど説明のとおり、あくまで国語科学習指導要領に基づき指導するとのことで、あくまで方言と標準語についての違いなどについての説明、そういった説明に近いものであると認識しております。失われつつある言語をいま一度興味深く掘り下げていくような時間が必要ではと考えますが、普段の授業のカリキュラムの中で仮に難しいのであれば、それ以外の時間や過去に課外授業や文化祭、イベントなどのそのような時間で取組を行った例などがあれば、教えていただきたいと思えます。

○副議長（藤村こずえ君） 教育長。

○教育長（江山 稔君） 取組の例でございますが、10年以上前になりますが、授業の中でゲストティーチャーをお招きして学習を行った例が2校、それから保護者を対象に教育講演会を行ったという例が3校ございます。

以上です。

○副議長（藤村こずえ君） 9番、牛見議員。

○9番（牛見 航君） ありがとうございます。

10年以上ということで、この過去には例が非常に少ないかなと思えますが、経験がある中で、現状行っていない理由などがあれば教えてください。

○副議長（藤村こずえ君） 教育長。

○教育長（江山 稔君） ゲストティーチャーや教育講演会等については、各学校がそれぞれにそのときに力を入れていることであったり、あるいは、それと学校の課題解決あるいは教育目標の達成等、目標を持って行っているものでございます。

また、そこでは地域人材の活用等について考えて行われております。

過去には、教育部内に方言等について詳しい者がおりましたので、そういったことで行われていたものとも考えられます。

また、現在、防府市においては市内の学校全てがコミュニティ・スクールをやって地域とともにある学校づくりを行ってございまして、先ほども答弁申し上げたように生活科や総合的な学習の時間などに世代の異なる地域の方々と関わる場面がたくさんございます。そのようなときに方言に触れる機会もございますので、その機を捉えて子どもたちの学びを豊かにしているところでございます。

以上でございます。

○副議長（藤村こずえ君） 9番、牛見議員。

○9番（牛見 航君） ありがとうございます。

教育長の御答弁の中でも、非常に地域のコミュニティとの関わり方だとかそういったところに熱心であるんだなということがよく伝わってまいりました。

ただ、実際においてはなかなかこの10年何も動きがなかったというようなこともございます。こういった一例も含めて、各学校の課題であるとは思いますが、教育委員会のほうからもそういったケースがあるよということでお示しをさせていただいたり、先ほどお話もありましたが地域にもそういった方言についてしっかりと学びを深めていらっしゃる方々もいらっしゃいます。地域での講演の際などのお知らせも含めて、公民館に出向くことで公民館を利用されている年配の方ともまた交流することもできると思います。今こういう時代だからこそ地域との触れ合いというか、そういったことがすごく大事であると考えますし、教育の観点から考えても方言であったり地域とのつながりということが郷土愛を育み、仮に地元を出たとしてもまた戻りたくなるということに私はつながると思います。この防府に生まれて防府にそのまま住みたい、戻ってきたくなる、市長も常々おっしゃっていただけてますが、こういったまちづくりの観点、一つの大きな武器としてこういった方言教育というものもあるということ認識の上で今後取り組んでいただければと思います。

最後、こちらはもう要望になりまして、今回の私の一般質問の質問も全て終わらせていただきます。ありがとうございました。

○副議長（藤村こずえ君） 以上で、9番、牛見議員の質問を終わります。

○副議長（藤村こずえ君） 次は、17番、曾我議員。

〔17番 曾我 好則君 登壇〕

○17番（曾我 好則君） 会派「自由民主党」の曾我でございます。本日6番目のラストバッターですが、昼からは会派「自由民主党」3連発なので、コンパクトにやってまいりたいと思いますので、よろしくお願いします。

それでは、通告に従いまして、防府・未来へのネットワークについてお尋ねいたします。本市の第5次防府市総合計画「輝き！ほうふプラン」に掲げられています新たな道路網「防府・未来へのネットワーク」では、安全・安心を第一にしたまちづくりの実現に向け、災害時や緊急医療における市民の安全・安心を確保するため、国と県と市が連携し、各輸送拠点と防災拠点や医療拠点をつなぐ幹線道路網の構築を目指すとしており、市民の快適な暮らしには欠かせない人流ネットワークであると考えます。

また、本市は県内最大の平野を持ち、温和な気候に加え、国内屈指のきれいな水と評価されている一級河川佐波川があり、重要港湾に指定されている三田尻中関港を持ち、日本を横断する国道2号と山陽自動車道及びJR山陽本線が通り、津波や地震に代表されるような災害が起きにくいなど全国でも恵まれた環境にあります。

このように、本市には非常に高いポテンシャルがあるからこそ、戦後、防府市経済や雇用を支える大規模な工場群が臨海部に多く進出しておりますが、これら企業にとっても災害や事故等に強靱で持続可能な物流ネットワークを確保することが重要であると考えます。

ここで、お尋ねいたします。第5次防府市総合計画「輝き！ほうふプラン」に掲げる新たな道路網「防府・未来へのネットワーク」の構築は、人流・物流ネットワークには欠かせないものであると確信しておりますが、市内全域で国や県事業も含め多くの事業が進められております。そこで、全部挙げれば切りがないので、国、県事業の現在の取組状況と今後の予定についてお伺いいたします。

次に、新たな道路網「防府・未来へのネットワーク」の中でも、本市が事業主体の都市計画道路松崎牟礼線や都市計画道路松崎植松線は言うまでもありませんが、国や県が事業主体の国道2号や県道防府環状線も都市計画決定された都市計画道路であります。

都市計画道路の多くは、高度経済成長期における都市の拡大を前提に決定されたものが多く、近年の人口減少、低成長等の社会経済情勢の変化を踏まえますと、都市計画決定後長期間が経過し、その必要性に変化が生じつつある道路もあります。

このため、国土交通省では平成12年、18年、23年の3度にわたり技術的助言である都市計画運用指針を発出し、地方公共団体において都市計画道路の必要性について検証を行い、その結果を踏まえて廃止や幅員変更など適切な見直しを行うことを助言しております。

具体的には、長期にわたり事業に着手されていない都市施設等の都市計画については見

直しのガイドラインを定めるとともに、これに基づき必要性の検討を行うことが望ましい。また、都市計画決定当時の計画決定の必要性を判断した状況が大きく変化した場合等においては、変更の理由を明確にした上で見直しを行うことが望ましいとあります。

しかしながら、都市計画運用指針の発出以降、各地方公共団体の見直し状況については地域によって差があり、見直しを実施していない地域等も存在しているとのことです。

こうした中、本市は多くの未整備を抱え、いまだ見直しを行っていない地域に分類されますが、全国の都道府県では見直しを実施済みが18自治体もあることに、私は少々驚かされましたが、そのほとんどが都道府県自ら見直しを実施しているようで、本県みたいに市町が実施しているところは遅れているのが現状だと思われまます。

ここで、お尋ねいたします。池田市政になってから新たな路線の開拓、事業再開、事業進捗の大幅な前倒しなど、実に多くの事業に精力的に取り組まれておりますが、防府・未来へのネットワークの整備が進むにつれて本市の交通状況も大きく変化する可能性がございます。

そこで、本市では約半分が未整備となっております都市計画道路における今後の見直しについてお伺いいたします。

○副議長（藤村こずえ君） 17番、曾我議員の質問に対する答弁を求めます。市長。

〔市長 池田 豊君 登壇〕

○市長（池田 豊君） 曾我議員の防府・未来へのネットワークについての2点の御質問にお答えいたします。

私は、市民の安全と安心を確保するため、防災拠点や医療拠点をつなぐ防府・未来へのネットワークの構築は市政の最重要課題であり、国・県・市の連携の下、全力で取り組んでいるところでございます。

それでは、まず1点目の主な国、県事業の進捗状況と今後の予定でございます。

まず、国道2号富海及び大道地区の4車線化についてです。富海地区の4車線化については順調に事業が進められており、令和7年度の供用開始の見通しが示されております。一方、大道、鑄銭司間におきましては、平成30年に山口市と期成同盟会を設立し、早期の事業化を国に要望しております。

こうした中、去る7月26日には多くの市議会議員の皆様にも御出席をいただき、民間期成同盟会と一体となった整備促進総決起大会を開催しました。

現在、国と県、山口市、防府市から成る国道2号道路整備検討会におきまして、未整備区間の整備方針の検討を進めております。

次に、県道関係です。まず、玉祖地区の佐波川右岸広域防災広場へのアクセス道路につ

いてです。アクセス道路は、広域防災広場の整備と密接に関係することから、現在、県と市が連携し整備内容などについて地元説明を実施しております。今後、アクセス道路の測量設計業務が進められることとなっております。

次に、牟礼、小野の間の大幅な時間短縮につながる農道牟礼小野線についてです。現在、順調に事業進捗が図られており、令和7年度には完成する見込みとなっております。

次に、県道防府環状線の牟礼小学校から国道2号の区間についてです。現在、令和7年度の完成を目指し順調に事業が進められており、これにより環状線から周南方面や下関方面へつながることとなります。こうした中で、周南方面へはスムーズな接続となるものの、下関方面へは狭い市道を通行しなければならず、また通学路でもあることから地元から交通安全対策の強い要望をいただいております。このため、スムーズな接続や交通安全対策について国や県と協議を重ね、このたび来年度から市道の拡幅事業を実施することといたしました。

このように、国道2号富海地区や農道牟礼小野線、防府環状線は順調に整備が進められており、令和7年度には本市の道路状況は大きく変わるものと思われま

次に、2点目の都市計画道路の見通しの今後の進め方についてです。

現在、国道、県道をはじめ市内の幹線道路の整備が着実に進んでいることなどから、将来、市内の交通状況が大きく変わることが見込まれております。こうした中、県のアクセス道路も含め防府市の将来にふさわしい道路網になるように都市計画道路の見直し、計画の見直しを行うこととし、先月には学識経験者、関係行政機関で構成する防府都市計画道路見直し委員会を設置し、具体的な見直し方針の策定に着手したところで

本市の都市計画道路はお示しのとおり全体の約半分に当たる22路線、約56.7キロメートルが未整備状態であり、中には新橋宮市線など計画当初から未整備の路線もあります。これらの未整備路線は整備時期が示されていないことから、まちづくりを進めていく上での弊害となっております。このため、見直し方針については華城小学校周辺の松崎植松線や防府北基地東道路などの将来にわたり必要な路線は存続路線とし、着手の見込みがない道路は廃止路線とするなど、明確で分かりやすい方針をお示しすることとしております。

今後のスケジュールですが、年内に見直し方針の素案を作成し、パブリックコメント、そして都市計画審議会を経て、来年3月には見直し方針を公表する予定としております。

私は、今後も総合計画に掲げる防府・未来へのネットワークの構築に向けて、国・県と連携し一体となって全力で取り組んでまいりますので、引き続き市議会議員の皆様のお力添えを賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

以上、御答弁申し上げます。よろしくお願いいたします。

○副議長（藤村こずえ君） 17番、曾我議員。

○17番（曾我 好則君） ありがとうございます。

まず、取組状況や今後の予定ですが、国道2号富海拡幅は令和7年度完成予定であり、大道、鑄銭司間は、私も出席させていただきましたが総決起大会を開催し、これから整備促進を図るということでした。また、佐波川右岸広域防災広場へのアクセス道路は、現在測量設計中であり、農道牟礼小野線と防府環状線は令和7年度完成予定であるということでした。

目新しいものとして、防府環状線ですが、富海方面にはランプがあって、たとえ大型車であっても国道2号にスムーズに合流できますが、下関方面については狭い側道や住宅街の横を歩いて国道2号に合流するため、来年度から拡幅事業に着手されるということでした。

次に、都市計画道路の見直しについては、防府都市計画道路見直し委員会を立ち上げ、長期にわたり着手の見込みがない路線は廃止するということが決まりました。これは、行政として非常に重い決断だと思います。一旦、都市計画審議会を経て都市計画決定されたものを廃止するということが誰かが避けたいところであり、過去誰もされてこなかったということが物語っております。

しかし、都市計画区域内にある方々のことを思えば、建築制限等の規制がかかっておりますので、将来的にも着手する見込みがないのであれば、早く規制を解除してあげるほうが重要だと思いますので、今後しっかり検討していただきたいというふうに思います。

最後に、防衛事業を含む華城小学校周辺道路や広域防災広場など相当多くの土木関連事業が市内全域で同時並行的に動いており、職員の負担が相当増えているのではないかと危惧しております。市長はよく御存じだと思いますが、過去の行政改革では事業費が減ると職員数も減り、県でも土木職員をはじめ多くの職員が減りました。私は、建前では市民、県民のためと言いながら、本音は市民、県民のためと同等に職員あつての行政サービスだと思っておりますので、当初予算で過去最大を更新し続ける池田市長におかれましては、事業費のみならず、なかなか入所してくれないという課題があるようですが、職員数も大幅に増員するようお願い申し上げます、私の一般質問を終わりたいと思います。ありがとうございました。

○副議長（藤村こずえ君） 以上で、17番、曾我議員の質問を終わります。

○副議長（藤村こずえ君） お諮りいたします。本日の会議はこの程度にとどめ、これにて延会することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（藤村こずえ君） 御異議ないものと認めます。よって、本日はこれにて延会することに決しました。お疲れさまでした。

午後 2 時 1 0 分 延会

地方自治法第 1 2 3 条第 2 項の規定により署名する。

令和 4 年 9 月 7 日

防府市議会 議長 上 田 和 夫

防府市議会副議長 藤 村 こずえ

防府市議会 議員 河 杉 憲 二

防府市議会 議員 安 村 政 治